

# 大阪市地域福祉計画

(平成21年度～23年度)

平成21年3月  
大阪市



- 目 次 -

第1部 総論（計画の基本的考え方）	1
1 計画策定の考え方	1
2 計画の位置づけ	2
地域福祉を進めるうえでの基本的な方向性を示す計画	2
大阪市総合計画との関係	2
健康福祉分野の個別計画との関係	2
他の生活関連分野との関係	3
地域福祉活動計画との関係	3
各区の地域福祉アクションプランとの関係	4
3 計画の期間	4
4 計画の推進・評価の体制	4
5 計画策定の視点	4
一人ひとりの主体形成のために	5
地域の課題を地域で解決するために	5
福祉サービスの総合化のために	5
住民と行政の協働でまちづくりを進めるために	5
6 計画の圏域	5

《参考》

第1期計画における「地域福祉の考え方」	6
<b>基本的な考え方</b>	6
人権尊重の考え方	6
住民主体の考え方	6
利用者本位の考え方	6
社会的援護を要する人々への支援の考え方	7
<b>地域福祉の具体化のための視点</b>	7
生活者の主体形成	7
福祉コミュニティの形成	7
「共生」、「共住」を可能とする福祉	7
新たな公私パートナーシップの確立	8
サービスの総合化と施策の連携化	8
利用者本位のサービス提供と支援システム	8
歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用	8

第2部 各論（大阪市の地域福祉の具体的推進）…………… 9

地域福祉を進めるためのしくみづくり…………… 10

1 しきみづくりの3つの柱…………… 11

（1）みんなで支え合うしくみづくり…………… 11

人権尊重に基づく福祉文化の創造…………… 11

ア 市民意識の高揚のための取り組みの推進…………… 11

イ 教育と福祉の連携強化…………… 12

ウ 福祉文化の担い手に関する情報提供の充実…………… 13

エ 寄付文化の創出のための取り組みの支援…………… 13

つながりの場づくり…………… 14

ア 交流の場づくりの充実…………… 14

市民参加の促進…………… 15

ア ボランティアの育成及び活動の充実…………… 15

イ 市民参加の促進のためのしくみの検討…………… 16

みんなで支え合う地域づくり…………… 17

ア ネットワークによる地域づくりへの支援…………… 17

災害時における要援護者の支援【新規】…………… 18

ア 災害時の要援護者支援のしくみづくり【新規】…………… 19

（2）サービスを利用しやすいしくみづくり…………… 20

相談体制の充実…………… 20

ア 総合的な相談体制の検討…………… 20

イ 身近な地域の相談体制の充実…………… 21

ウ 必要なときに相談できる体制の充実…………… 22

エ 当事者による相談の場の充実…………… 23

虐待防止施策の推進【新規】…………… 23

ア 虐待防止への取り組みの充実【新規】…………… 24

情報提供の充実…………… 25

ア 情報提供の充実…………… 25

イ 利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実…………… 26

ウ 身近な地域の情報提供のしくみの検討…………… 27

エ 福祉サービスの適切な選択と利用を支援する情報提供のしくみの検討…………… 27

オ 社会福祉研修・情報センターの機能充実と関係機関との連携強化…………… 28

サービスへつなぐしくみの充実…………… 28

ア 地域支援システムの充実…………… 29

イ 公私協働による総合的なサービスを調整する体制の検討…………… 30

サービスの利用支援…………… 31

ア 主体形成の支援…………… 31

イ 権利擁護関連施策の充実…………… 32

ウ 苦情解決のしくみの整備…………… 33

（3）サービス提供の充実のためのしくみづくり…………… 34

サービスの質の向上…………… 34

ア 社会福祉法人・施設などの監査・指導…………… 34

イ	福祉サービス提供者の研修の充実	35
ウ	自己評価、利用者評価、第三者評価の推進支援	36
	多様な福祉サービス提供者の育成・支援	36
ア	社会福祉事業者などへの技術的支援	37
イ	NPO、ボランティアなどの活動への支援	37
ウ	福祉人材の育成	38
	協働による多様なサービスの創出	39
ア	多様な提供主体の協働によるサービスの創出と地域づくりの支援	39
	社会資源の有効活用	40
ア	社会福祉施設などの有効活用方法の検討	40
イ	その他社会資源の有効活用方法の検討	41
2	重点実施項目	43
(1)	総合的な相談支援体制の充実	44
	《現状と課題》	44
	《取り組み目標》	48
	小学校区における相談支援体制の充実	48
	専門性を備えた相談支援機関の充実	49
	権利擁護機能の充実	50
	《資料》	52
(2)	地域福祉の担い手の養成・確保	55
	《現状と課題》	55
	《取り組み目標》	56
	地域福祉の担い手としての市民の養成・確保	56
	福祉専門職の養成・確保	58
	公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等への支援	59
	行政における専門性の確保	60
	《資料》	61
	各区の地域福祉アクションプランを推進していくための支援	63
1	各区の地域福祉アクションプランの策定と推進の経過	63
2	地域福祉アクションプランの成果と課題	65
3	地域福祉アクションプランの推進支援	66
(1)	推進支援の視点	66
	「地域福祉力」が根づくための支援	66
	一層の推進に向けて	67
(2)	具体的な支援策	68
	地域福祉の観点を重視した企画力・表現力の向上に向けた支援	68
	地域福祉の課題解決に向けた取り組みへの支援	68
	効果的な情報発信による「地域福祉力」の向上に向けた支援	68
	《資料》	69
	参考資料	73

- 資料目次 -

・大阪市における地域支援システム	5 2
・あんしんさぼーと事業・成年後見制度	5 4
・地域福祉の担い手と社会福祉協議会（社会福祉法での位置づけ）	6 1
・福祉に関するボランティア、NPO等の活動支援機関	6 2
・各区の地域福祉アクションプラン 基本理念・テーマ	6 9
・地域福祉アクションプラン推進強化期間における支援策	7 0
・地域福祉のキーワード	7 5
・社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄）	7 7
・大阪市地域福祉推進委員会設置要綱	7 8
・委員名簿	8 0
・地域福祉推進にかかる各委員会等の関係図	8 1
・大阪市地域福祉計画の策定経過	8 2
・大阪市地域福祉の策定に関わる調査・アンケート	8 3
・大阪市地域福祉計画（素案）にかかるパブリックコメント手続きの 実施結果について	8 4

---

# 第 1 部 総論（計画の基本的考え方）

---

## 1 計画策定の考え方

だれもが地域で安心して暮らしていくためには、地域のすべての人が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことによって、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域にしていくという「地域福祉」を推進する必要があります。

大阪市では、公私協働による地域福祉を推進していくために、平成 16 年 3 月に「大阪市地域福祉計画」（第 1 期計画）を策定しました。

第 1 期計画では、大阪市において地域福祉を進めるうえでの理念と、市全体のしくみづくりの方向性を定めるとともに、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、区レベルのアクションプラン（行動計画）を公私協働で策定することを提起しました。

第 1 期計画に基づき、大阪市では、地域支援システムの対象者の拡大、権利擁護や人材養成を進めるしくみの構築、地域施設の有効活用、地域福祉活動への支援の充実など、地域福祉を進めるうえでの基盤となるしくみづくりを推進しています。

各区では、地域の状況を踏まえ、多くの住民や団体等の参加のもとで独自性のある地域福祉アクションプランが策定され、また、策定の取り組みを通じて新たな参加やつながりが広がりました。それらを活かし、地域福祉アクションプランが推進されています。

社会福祉を取りまく環境は引き続き大きく変化しており、少子高齢化の一層の進展や労働・雇用環境の多様化をはじめ、社会経済状況が変化するなかで、多くの生活課題が顕在化し、その内容も日常のちょっとした手助けで対応できるものから、多くの問題が複合的に絡まるものまで多岐にわたっています。

わが国では、この間、社会福祉の基本的な考え方を大きく変えるための改革（社会福祉基礎構造改革）を行い、利用者本位の社会福祉制度の確立と地域福祉の推進を柱とした取り組みが進められています。

こうした動きのなかで、介護保険法の改正及び障害者自立支援法の施行が平成 18 年度に行われるなど、利用者本位で地域での自立生活を支援することを一層重視した福祉サービスのしくみの構築が図られています。また、平成 20 年 3 月には、厚生労働省社会・援護局長のもと設置された研究会において、「地域における『新たな支え合い』を求めて 住民と行政の協働による新しい福祉」と題した報告書が取りまとめられるなど、身近な地域での参加と協働を基盤とした地域福祉の考え方に基づく取り組みを一層進めていく方向性が示されています。

一方、大阪市においては、大阪市が直面する財政危機、市民からの信用の失墜などの課題克服を目的として、平成 18 年 2 月に策定した「市政改革マニフェスト（市政改革基本方針）」に基づき、持続可能な市政の実現に向けた改革を進めています。

また、市政改革の主要な柱の一つとして区政改革が位置づけられ、平成 19 年 3 月に

策定した「区政改革基本方針 区役所現場からの「改革宣言」をふまえて」に基づき、組織内分権や市民参画の推進などを基本的な考え方とする区政改革の取り組みを進めています。各区では、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するための「地域福祉アクションプラン」とともに、まちづくりのビジョンとして「未来わがまちビジョン」が公私協働で策定され、地域の特性を踏まえたまちづくりを市民との協働によって進めています。

さらに、「元気な大阪」をめざす政策推進ビジョンとして、平成21年3月に「元気アップ推進事業計画」を策定し、「協働」の取り組みを進めることとされています。

このような状況を踏まえ、第1期計画での5年間の取り組みの成果を活かしながら、地域福祉の新たな課題に的確に対応する取り組みを進めていくため、第2期計画を策定します。そして、公私がそれぞれの役割を分担し、協働して、セーフティネットの充実と地域福祉力の向上によって地域福祉を推進し、福祉コミュニティの形成をめざします。

なお、第1期計画において示した「地域福祉の考え方」(6ページ～8ページ)を、第2期計画においても継承します。

## 2 計画の位置づけ

### 地域福祉を進めるうえでの基本的な方向性を示す計画

大阪市地域福祉計画は、社会福祉法(第107条)に基づく市町村地域福祉計画であり、大阪市の地域福祉を進めるうえでの基本的な方向性を示す計画です。

しかし、全市一律の取り組みを進めることは、地域に根ざした福祉である地域福祉の理念になじまないことから、この計画は地域福祉を進めるうえでの基盤となるしくみづくりを進めるための計画と位置づけ、各区の地域福祉アクションプランと連動することで、地域の状況に応じた地域福祉を推進します。

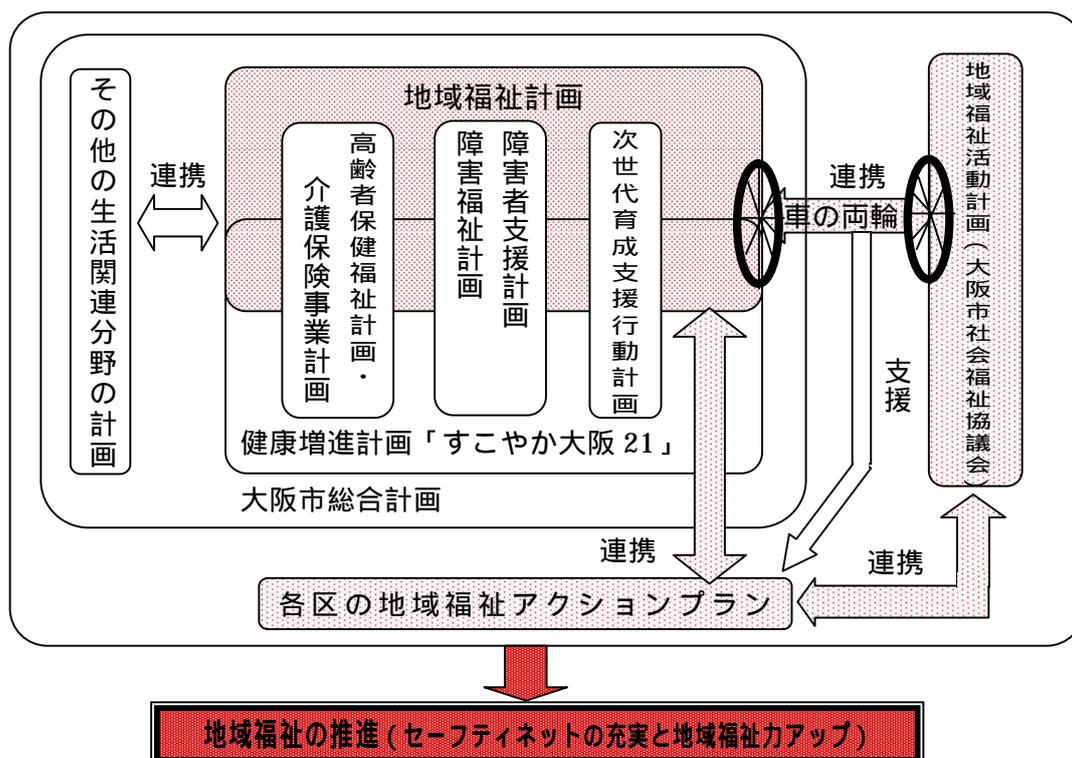
### 大阪市総合計画との関係

大阪市地域福祉計画は、「大阪市総合計画」の基本的な考え方を踏まえ、市民に身近な地域において地域福祉を推進することにより大阪市総合計画の目標を実現する計画であり、今後も大阪市総合計画との整合性を図りながら地域福祉を推進します。

### 健康福祉分野の個別計画との関係

大阪市の健康福祉施策については、「大阪市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「大阪市障害者支援計画」、「大阪市障害福祉計画」、「大阪市次世代育成支援行動計画」、大阪市健康増進計画「すこやか大阪21」などの計画を策定し、推進しています。

健康福祉施策は、年齢や性別、障害の有無、生活課題の違いにかかわらず、すべての人の人権が尊重され、地域で生涯を通じて自分らしく安心して暮らせる地域社会の実現をめざすものです。



しかし、施策ごとの推進だけでは、さまざまな生活課題を抱えている市民に総合的に応じることや、隠れている生活課題を発見し解決することは困難であり、各施策の連携をさらに強化することが求められます。

また、行政だけでなく、市民をはじめ地域に関わる人々との協働のしくみをはじめ、各施策共通のしくみづくりが必要です。

大阪市地域福祉計画は、健康福祉施策の共通目標を定めるとともに、市民参加や協働の促進、総合的な相談支援体制、福祉サービスの利用支援などの共通のしくみづくりを進める計画です。

### 他の生活関連分野との関係

地域福祉の目標である、すべての人の人権が尊重され、自分らしく安心して暮らせる地域づくりは、健康福祉分野をはじめ、医療、教育、文化、雇用、住宅、交通、情報など、生活に関わるさまざまな分野の条件整備と連携によって実現できます。

大阪市地域福祉計画は、市の関係部局が各々の事業において地域福祉の視点に立った取り組みを進め、また、行政だけでなく、さまざまな関係機関・団体の理解を求め、相互に協力・協働していくことをめざす計画です。

### 地域福祉活動計画との関係

大阪市社会福祉協議会は、地域福祉推進の中心的な担い手として、市民・民間団体等の参画と協働を進める活動・行動計画である「大阪市地域福祉活動計画」を策定しています。

大阪市地域福祉計画は、地域福祉を推進するために必要なしくみづくりの計画であり、「大阪市地域福祉活動計画」と車の両輪となって地域福祉を推進し、各区の地域福

社アクションプランの推進を支援します。

### **各区の地域福祉アクションプランとの関係**

各区の地域福祉アクションプランは、第1期計画に基づき、各区で公私協働により策定されました。その策定や推進においては、市全体で画一的な手法を用いず、各区独自の地域の実情にあった取り組みが進められています。

大阪市地域福祉計画は、市全体の大枠のしくみづくりの方向性を定めるものであり、より身近な地域での実情にあった地域福祉を市民参加・公私協働により進めていく各区の地域福祉アクションプランと互いに連携・連動するとともに、各区の地域福祉アクションプランの独自性を尊重しながら、その推進が円滑に進むよう支援します。

### **3 計画の期間**

第2期計画の期間については、福祉をはじめ生活関連分野における社会情勢の変化の早さや市政改革の動き、他の健康福祉分野の計画期間などを考慮し、平成21年度から平成23年度までの3か年とします。

### **4 計画の推進・評価の体制**

第2期計画に基づく取り組みを、社会情勢や地域のニーズを踏まえて的確に推進していくために、公募による市民委員や障害当事者、関係機関・団体の代表者等の参加による「大阪市地域福祉推進委員会」において、進捗状況の評価と、それを踏まえた具体的な推進方策についての検討・審議を行います。

また、市の関係部局が各々の事業において、地域福祉の視点に立った取り組みを進めていくため、健康福祉局長を委員長とする「大阪市地域福祉推進会議」において、全庁的な推進を図ります。

計画の進捗状況の評価については、「計画(Plan)」を「実行(Do)」し、「評価(Check)」して「改善(Act)」するという「PDCAサイクル」を活用し、年度ごとに進捗状況を把握してその成果や課題を整理して次のステップにつなぐサイクルを確立し、効果的な取り組みを行います。

なお、大阪市地域福祉推進委員会のもとに設置している「地域福祉研究部会」において、計画の評価や改善、地域福祉に関わる課題の解決に関する具体的な内容についての研究、検討を行います。

### **5 計画策定の視点**

住民一人ひとりの生活の質は、生活の基盤である地域の福祉の質に大きく左右されることから、住民主体で地域の生活課題の解決を図っていこうという「地域福祉力」の向上が求められています。第2期計画は、だれにとっても暮らしやすく、いつまでも暮らすことができる地域にするために、住民をはじめ地域に関わる一人ひとりが行動、参加

していくため、次の4つの視点を踏まえて策定します。

### 一人ひとりの主体形成のために

福祉は、すべての人の人権が尊重され、あたりまえに暮らすことを支援するものです。

この計画は、自分の生き方を自分で選び、自分らしく暮らせる社会をつくっていくよう、時に支える立場、時に支えられる立場になり、一人ひとりが主人公である地域づくりを進める計画です。

### 地域の課題を地域で解決するために

社会環境の変化などにより、生活課題が多様化しています。地域の中ですべての人が安心して暮らせるためには、住民が抱えているさまざまな生活課題を地域の課題としてとらえ、地域全体で人々の自立を支えていくしくみが必要です。

この計画は、地域の課題解決の取り組みを地域全体で進めていくよう、地域に関わる人々が共に考え、地域でできる福祉、地域に必要な福祉を見いだして、地域で共に作り上げるための計画です。

### 福祉サービスの総合化のために

だれもが自分らしく暮らせるためには、必要なときに、生活の全体を支える福祉サービスが利用できなければなりません。

この計画は、高齢者、障害のある人、子ども、ひとり親家庭など対象者ごとに専門性を備えた福祉サービスを利用できるとともに、生活する地域において、一つのつながったサービスとして、一人ひとりの多様な生活課題に柔軟に対応できるサービスを利用できることをめざす計画です。

### 住民と行政の協働でまちづくりを進めるために

住民にとって自らのまちの将来を決めることに主体的に参加していくことは、住民と行政が協働して地方自治を進めていく第一歩となります。

この計画は、これまでの行政主導の計画と違い、「地域の福祉のことは住民主体で考えよう」という考え方のもとで策定する計画です。

## **6 計画の圏域**

地域福祉を進めるためのしくみづくりを地域に根ざして推進していくために、この計画に基づく取り組みは、「市の範囲」、「区の範囲」、「おおむね小学校区を単位とする身近な地域の範囲」を基本的な圏域とし、実情に応じて適切な圏域を設定しながら推進します。

## 《参考》第1期計画における「地域福祉の考え方」

### 基本的な考え方

地域福祉とは、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域を、地域の住民や行政をはじめ、地域に関わるすべての人の力でつくりあげていく福祉で、次のような考え方に基づく地域づくりをめざします。

#### 人権尊重の考え方

すべての人は、人間としての尊厳をもつ、かけがえのない存在です。そして、年齢や性別、国籍、社会的な立場などの違いにかかわらず、すべての人は等しく人権という人が生まれながらにしてもっている基本的な権利をもっています。しかし、現実には、そのあたりまえの権利を奪われてしまっている人たちがいます。

同和問題をはじめ、障害のある人や在日外国人などに関わるさまざまな問題など、現在においても解決したとはいえない状況にあります。また、野宿生活者（ホームレス）やHIV感染者、難病患者、ハンセン病回復者などに対する偏見や排除など、さまざまな課題が次々と発生しています。

地域福祉は、特定の人を排除する社会は弱くもろい社会であるという考えのもとに、男女共同参画の視点を踏まえ、一人ひとりの人権が尊重されるしくみをもった、すべての人が共に生き、共に暮らすことができる地域をめざします。

#### 住民主体の考え方

地域福祉でもっとも大切なことは、住民の主体的な地域づくりへの参加です。住民参加による地域福祉を推進していくためには、一人ひとりが地域住民としての主体性をもつとともに、地域のさまざまな問題を地域の中で解決していくための話し合いの場をつくっていく必要があります。さらに、住民の意見をまとめて、政策や計画に反映させていくためのしくみづくりや、住民組織と行政との協働のあり方を検討していく必要があります。地域福祉は、住民が、主体的に、生活しやすい地域づくりに関わることができる地域をめざします。

#### 利用者本位の考え方

住民一人ひとりがよりよい生活を送るためには、サービスを提供する側の押しつけでない、利用者それぞれの生活のしかたや状況に合わせたサービスの提供が必要になります。地域福祉は、利用者自らがサービスを選択し安心して利用できるようなサービス提供のしくみと、利用者を支援するための相談、権利擁護、情報提供のしくみが、住民と行政と社会福祉事業者などとの協働により適切に機能する地域をめざします。

## 社会的援護を要する人々への支援の考え方

地域には、社会的援護を必要としているにもかかわらず、社会的に孤立していたり、排除されている人々がいます。そのような人々には、適切なサービスを提供するとともに、地域とのつながりをつくり、地域の一員として生活することが可能となるような積極的な支援が必要です。地域福祉は、社会的援護を必要としている人々の存在を認め、その人たちが直面している課題や問題を、地域の課題として浮かび上がらせ、住民と行政をはじめ地域に関わる人がその解決に向かって協働していくことができる地域をめざします。

### 地域福祉の具体化のための視点

地域福祉を具体的に推進するためには、次の7つの視点を踏まえる必要があります。

#### 生活者の主体形成

地域福祉を具体化していくときに、重要となるのが、地域に関わっていこうとする住民一人ひとりの主体性です。人はだれでもよりよい生活を送ることを望み、人生の中で自己実現をしたいと考えます。人はひとりだけで生活しているのではなく、地域の中で多くの人と関わりをもちながら生活しています。ここでいう主体性とは、自分や家族、身近な人々などのよりよい生活を自らつくりあげていくとともに、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという姿勢をもつことです。そのため、同じ地域に暮らしている人たちのために何かをしたい、地域の中でおこっている問題をみんなで話し合っ解決していきたい、と考える積極的な気持ちを支援することが重要です。地域福祉の推進のためには、このような住民の生活者としての主体形成をはぐくんでいくための取り組みが必要です。

#### 福祉コミュニティの形成

地域においては、住民が主体的に相互に助け合って生活を営んできましたが、そのような地域のもつ力が失われてきました。そのため、地域を福祉コミュニティとして再生していくことが求められています。福祉コミュニティとは、生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会のことです。福祉コミュニティには、住民相互の支え合いの活動とあわせて、専門的福祉サービスを主体的に利用することによって、地域に暮らすすべての人が地域の一員として安心して生活し続けることができるようなしくみづくりが求められます。

#### 「共生」「共住」を可能とする福祉

地域福祉が目標とするのは、地域の中ですでに暮らしている人や、これから暮らそうとしている人など、その地域に関わる人々が共に生き、共に生活していくことがで

きる「共生」、「共住」の社会です。大阪市のような大都市では、住民相互のつながりが弱くなってしまいがちであり、「共生」、「共住」の視点を軸にした住民生活を支援する必要性が高まっています。さらに、社会的援護を要する人々も地域の一員であり、地域に包みこんでいくための積極的支援も必要になっています。また、差別や偏見をなくし、さまざまな福祉施設やその利用者を地域から排除しない取り組みが重要です。

### **新たな公私パートナーシップの確立**

地域福祉を具体化するためには、行政と住民が共に自治を担う主体として協働し合う社会を創造していくことが必要です。行政はボランティア活動や地域活動を積極的に支援し、そして株式会社なども含めた民間事業者やNPOなどとの連絡調整を図り、行政と住民と社会福祉事業者、NPOの協働による、生活支援のネットワークを構築していく必要があります。さらに、民間事業者やNPOも福祉サービスの提供に参加できることとなり、行政は、地域福祉の理念に基づき、その健全な発達を促進し、その条件整備のための役割と責任をもつ必要があります。

### **サービスの総合化と施策の連携化**

地域福祉の背景には、同じ地域で生活する人々と関わりをもち、地域の一員として生きていく、という考え方があります。人がよりよい生活を送るためには、知識を得て学ぶこと、文化・娯楽を楽しむこと、働くこと、安心できる住まいを得ること、自由にまちを移動できること、あらゆる情報に接すること、などが必要になってきます。そのため、地域福祉を具体化していくためには、保健・医療・福祉だけでなく、教育、文化、雇用、住宅、交通、情報などのサービスの総合化と施策の連携化を推進する必要があります。

### **利用者本位のサービス提供と支援システム**

契約型のサービスにおいては、これまで以上に利用者本位のサービスが提供されることが期待されます。地域の実情に沿い、利用者を中心として自己選択を支援するしくみをつくるためには、住民がサービスの提供に関することやサービスの利用を支援するしくみについて、計画策定の段階から参加し、協働して管理を行うとともに、サービスや事業の評価・改善に加わる必要があります。

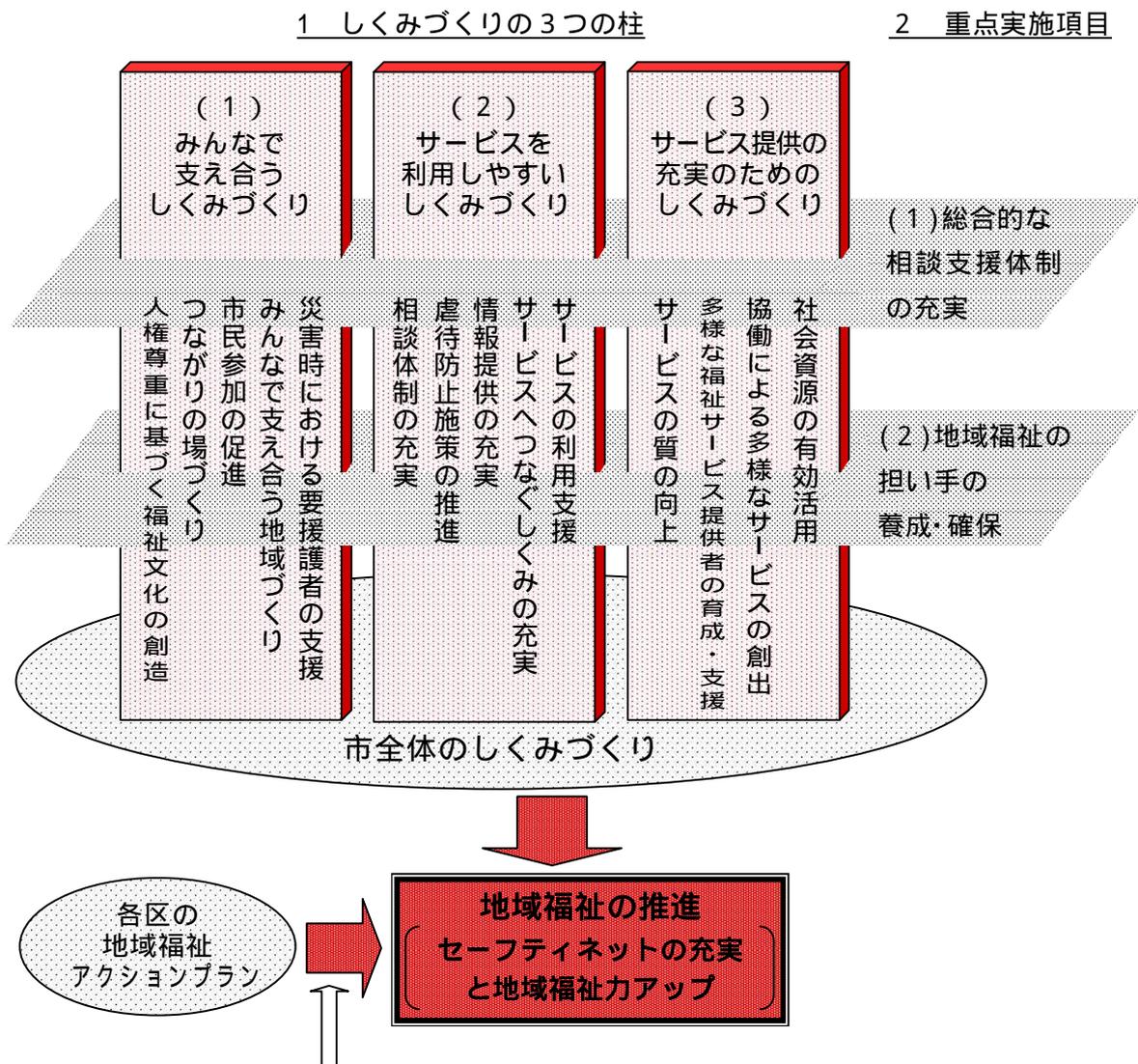
### **歴史と伝統によって培われた資源の社会的活用**

地域福祉を具体化するにあたっては、地域に長年にわたって形成・蓄積されてきた有形・無形の資源を活用することが必要になってきています。寄付や遺贈なども含めた地域の資源と、人々のボランティア活動や住民活動のエネルギーとの結合が、新しい地域福祉を産み出していく原動力となると考えられます。

## 第2部 各論(大阪市の地域福祉の具体的推進)

地域福祉の考え方を具体的に実現し推進していくため、第2部の各論では、地域福祉を進めるための市全体のしくみづくりの方向性を示します。また、市全体のしくみづくりは、各区で公私協働により策定された「地域福祉アクションプラン」の取り組みと連携・連動し合って進めていく必要があります。市全体の地域福祉を進める立場から、地域福祉アクションプランの推進支援にあたっての視点や具体的な支援策を示します。

### 地域福祉を進めるためのしくみづくり



各区の地域福祉アクションプランを推進していくための支援

## 地域福祉を進めるためのしくみづくり

地域福祉の考え方を具体的に実現していくために、大阪市地域福祉計画（第1期計画）において、「みんなで支え合うしくみづくり」、「サービスを利用しやすいしくみづくり」、「サービス提供の充実のためのしくみづくり」の3つの柱を示すとともに、柱ごとに項目の柱を示し、それらに基づき推進しています。

第2期計画においてもこの3つの柱と、項目の柱の枠組みを継承し、第1期計画で示したそれぞれの項目についてこの5年間で振り返り、「経過と現状」及び「課題」を明らかにして「今後の取り組み」の方向性を示しました。また「災害時における要援護者の支援」、「虐待防止施策の推進」は、早急な取り組みが必要な課題であり、新たな項目の柱を設けます。

さらに、大阪市の地域福祉をとりまく状況を踏まえて、地域福祉力の向上を図るため、「総合的な相談支援体制の充実」、「地域福祉の担い手の養成・確保」を「重点実施項目」として、計画期間内に特に重点的に取り組みます。

## 1 しきみづくりの3つの柱

### (1) みんなで支え合うしきみづくり

地域で自分らしく安心して暮らしていくうえで、さまざまな支援が必要となる場合があります。一人ひとりが必要とする支援に、可能な限り身近な地域が適切に応えるしきみが求められ、そのためには、特定の人や機関だけではなく、大阪市で生活する人や活動するすべての人々が、それぞれの力を出し合って相互に支え合うことが必要です。

大阪市では、だれもが地域で安心して暮らせるよう、みんなで支え合うしきみづくりを進めます。

#### 人権尊重に基づく福祉文化の創造

地域福祉を進めていくうえで、人権尊重の視点が不可欠です。

大阪市では、人権尊重の心が地域福祉力を向上し、さらに、福祉が人権尊重の心をはぐくみ続けるような、福祉文化を創造するための取り組みを進めます。

#### ■ア 市民意識の高揚のための取り組みの推進

##### 第1期計画

関係機関とも連携しながら、市民の人権を尊重する意識の高揚を図るため、ポスター、リーフレットなどの作成や講演会の開催、テレビ・ラジオなどさまざまな媒体を活用した広報・啓発などの取り組みを推進します。

##### ▶ 経過と現状

- ・健康福祉局ホームページで大阪市地域福祉計画の、区役所ホームページで地域福祉アクションプランの情報を掲載
- ・市全体での「地域福祉アクションプラン推進大会」の開催（平成18年度～）
- ・認知症に関する理解を深め、認知症の人やその家族を見守り、支援する「認知症サポーター」養成事業の実施（平成19年度～）
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおける地域福祉講演会をはじめとした講座の開催及び情報提供
- ・自殺防止への取り組み（街頭キャンペーン、講演会など）〔自殺対策基本法の施行（平成18年度）〕
- ・女性に対するあらゆる暴力根絶への取り組み〔大阪市男女共同参画基本計画（平成18年3月）の策定〕

##### ▶ 課題

- ・地域福祉の理念の浸透や福祉文化・コミュニティづくりへの気運の醸成
- ・地域住民の多様性の尊重と社会的援護を必要としている人への理解の促進

## ▶ 今後の取り組み

市民一人ひとりがお互いの人権を尊重する意識を基盤にして、社会的援護を必要としている人々のことを理解し、地域のすべての人が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことによって、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を共に楽しむ地域にしていくという「地域福祉」の理念に基づき、福祉文化・コミュニティづくりの気運を高めるため、ポスター、リーフレットなどの作成や講演会の開催、テレビ・ラジオなどさまざまな媒体を活用し、より効果的な広報・啓発などの取り組みを進めます。

## ■ イ 教育と福祉の連携強化

### 第1期計画

学校教育における「総合的な学習の時間」でのボランティア体験など、教育分野の福祉や地域づくりに関する学習計画と福祉分野が連携強化することにより、福祉の心を育てる取り組みを一層推進する必要があります。必要な情報提供やプログラムの提案、社会福祉施設をはじめ地域の関係者との調整など、教育と福祉の具体的な連携のしくみを構築するため、関係機関とともに検討します。

## ▶ 経過と現状

- ・社会福祉施設等での体験やイベントでの出会いを通じてボランティア活動が体感できる「体験 COMVO（コンボ） 夏のボランティア活動」を実施（大阪市ボランティア情報センター）小・中学生を対象とする「福祉ちょっと体験スクール」と高校生から社会人を対象とする「実感ボランティア・夏場所」を一本化し、魅力ある事業に改編）（平成19年度～）
- ・各種団体等からの企画を公募・選定し、小・中学生の仕事体験・ボランティア活動を支援（平成17年度～）
- ・大阪市教育委員会で作成した冊子「精神障害者の理解を深めるために」や「教育必携」等の活用や障害当事者との交流などにより、障害や障害のある人への理解を深める学校教育の実践
- ・「生涯学習大阪計画～自律と協働の生涯学習社会をめざして～」（平成18年1月策定）に基づく取り組み

## ▶ 課題

- ・学校教育における学習計画と福祉分野の連携や関係機関に対するノウハウ・理念の提供
- ・年齢に応じて「地域福祉」についての理解を促進

## ▶ 今後の取り組み

こどものころから地域で起こっている事ごとについて身近に感じられる機会や、大阪の社会福祉の歴史を学ぶ機会を提供するとともに、福祉に関する正しい知識と

「地域福祉」の理念などの理解を促進し、将来にわたって地域福祉に関わっていくという考え方が定着するよう取り組みます。

## ■ウ 福祉文化の担い手に関する情報提供の充実

### 第1期計画

よりよい地域づくりに何らかの形で参加したいという人を応援できるよう、関係機関とも連携しながら、ボランティアやNPOなどの活動の募集情報や各種講習会の開催などの情報提供を充実します。

#### ▶ 経過と現状

- ・ボランティア活動情報誌「COMVO(コンボ)」、ホームページでの情報提供(大阪市ボランティア情報センター)
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターでの介護実習・自助具製作体験などの講座の開催と情報発信
- ・市民局ホームページでのNPO・ボランティア関連情報の提供(平成18年度～)

#### ▶ 課題

- ・ボランティアやNPOなどによる地域における活動に参加したいという気持ちが活動につながるような効果的な情報提供

#### ▶ 今後の取り組み

何らかの形で地域における活動に参加したいという思いに応えられるよう、さまざまなボランティアやNPOなどの活動について多様な情報を提供します。

そのため、大阪市社会福祉研修・情報センターや大阪市ボランティア情報センター等が中心となり、関係機関・団体等のネットワークを活かした情報を収集するとともに、わかりやすくより広く伝わるよう、情報提供の充実に取り組みます。

## ■エ 寄付文化の創出のための取り組みの支援

### 第1期計画

福祉コミュニティづくりに寄付をすることは、自分が暮らす地域をよりよくすることへの参加の一形態です。寄付の効果を多くの人にわかりやすくするなどの環境づくりや、共同募金などの既存のしくみだけでなく、地域独自のしくみづくりへの支援など、寄付による地域づくりの活性化に努めます。

#### ▶ 経過と現状

- ・大阪市ボランティア活動振興基金による支援〔寄付金と大阪市の出資金を積み立て、その運用益により福祉ボランティア活動に対し助成〕
- ・大阪市社会福祉振興基金による支援〔社会福祉を推進するため社会福祉事業に要

する財源を長期的かつ安定的に確保するために基金を設置し、各種社会福祉事業費に充当]

- ・善意銀行による支援〔広く市民・区民からの善意による寄付を受け、地域福祉の向上のため有効に活用〕
- ・共同募金〔赤い羽根募金〕
- ・大阪市市民活動推進基金による支援(平成19年3月創設)[基金に積みたてられた市民、企業等からの寄付金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成。平成20年12月より区役所に対する寄付金の受付を開始し、区役所が市民活動団体等と協働して行うまちづくり事業に活用]
- ・ふるさと納税制度(平成20年度~)[生まれ育った場所をはじめ、一人ひとりが選ぶ場所を「ふるさと」として応援する制度で、ふるさとの自治体(居住する自治体も含む)に寄付をするもので、税制上の優遇措置がある。]
- ・「クリック募金システム」を活用した寄付〔市民局のホームページにクリック募金の入口を設置し、企業の社会貢献活動等のホームページとリンクし閲覧(クリック)した回数に見合う金額を企業から基金に寄付してもらうシステム。大阪市市民活動推進基金で導入予定]

#### ▶ 課題

- ・寄付の方法や効果等の啓発・周知の取り組み
- ・地域独自の寄付のしくみづくり

#### ▶ 今後の取り組み

自分のまちをよりよくすることへの参加の一形態として寄付を認め合う「寄付文化」をつくりあげていけるよう、共同募金や善意銀行、各種基金など既存の制度や寄付による効果等の広報・啓発のほか、金銭に限定しないさまざまな社会資源の活用や、市民の募金力向上のためのプログラムの開発など、実施主体の信頼性と使途の透明性確保も踏まえた地域独自の寄付のしくみづくりが進むよう支援します。

### つながりの場づくり

地域福祉を進めていくためには、お互いの個性や違いを認め、理解し合い、お互いに尊重し合うことが大切です。

大阪市では、一人ひとりが相互に理解を深め、自他ともに大切にし合える気持ちを醸成する機会として、人と人とが気軽に交流できる、つながりの場づくりを進めます。

## ■ア 交流の場づくりの充実

### 第1期計画

地域において、だれもが気軽に交流できる機会や、同じ世代や同じ障害がある人、介護者など、同じ立場の人同士の交流の機会が充実するよう努めます。

## ▶ 経過と現状

- ・おおむね小学校区の圏域での地域福祉活動推進事業（ふれあい喫茶・世代間交流など）の実施
- ・ふれあい型食事サービス事業の実施
- ・生涯学習ルーム事業の実施
- ・各区子ども・子育てプラザ、保育所、幼稚園における世代間交流活動の実施
- ・高齢者いきがい施策の実施（老人憩の家ほか）
- ・地域ふれあい子育て教室の実施

## ▶ 課題

- ・交流の場での活動が福祉コミュニティの形成につながるような継続的取り組みへの発展
- ・支援される人が支援する立場となるような取り組みの充実
- ・同じ世代や同じ障害がある人、介護者、外国籍住民など、同じ立場の人同士が共通の課題を話し合える「仲間」として交流できる機会の充実

## ▶ 今後の取り組み

多様な立場の人々や団体などが集まり、地域における課題について共に考え、解決のために協力して取り組める場や、気軽に参加できる場づくりの充実に努めます。また、同じ立場の人同士の交流の機会の充実に努めます。

## 市民参加の促進

地域福祉を進めていくためには市民参加が不可欠です。大阪市では、市民参加により地域福祉を進めるためのしくみづくりを進めます。

## ■ ア ボランティアの育成及び活動の充実

### 第1期計画

大阪市では、各区にボランティア担当の窓口を設置し、関係機関との連携により、ボランティア活動への支援を行っています。大阪市ボランティア情報センターや各区ボランティアビューローなどにおいては、ボランティアの育成及び活動を支援しており、各機関の機能充実と相互の連携強化により、身近な地域でのボランティアの育成と活動の充実が図れるよう支援します。また、市民活動の区の拠点となっている各区のコミュニティ協会と連携し、区内で活躍するNPOなどとのネットワークを構築し、協働の推進を図ります。

## ▶ 経過と現状

- ・大阪市市民活動推進条例の施行（平成18年度～）
- ・大阪市ボランティア情報センター、各区ボランティアビューロー等による情報提

供、相談

- ・大阪市ボランティア活動振興基金を活用した支援
- ・ボランティア及びボランティアリーダー養成講座の開催(シルバーボランティア、ユースリーダー等)
- ・コミュニティ施策としての取り組み(各区コミュニティ協会)
- ・市民フォーラムおおさかの開催(平成19年度~)[コミュニティにおけるコミュニケーションを増やし、広げ、高めていくための出会い・語り・体験の場(フォーラム)を市内各地で実施し、安心・安全で自己実現できる地域コミュニティづくりをめざす]

### ▶ 課題

- ・ボランティア活動を支援するための施策や事業の連携
- ・活動の担い手としてのリーダー等の育成

### ▶ 今後の取り組み

地域福祉を進めるさまざまな活動に参加し、またこれから何らかの活動に参加したいと考えている人がたくさんいます。

大阪市ボランティア情報センターや各区ボランティアビューローなどにおいては、ボランティアを育成し、その活動を支援しており、ボランティアに関わる各機関の機能充実と相互の連携強化により、身近な地域でのボランティアの育成と活動の充実が図れるよう支援します。また、市民活動の区の拠点となっている各区のコミュニティ協会と連携し、区内で活躍するNPOなどとのネットワークを構築し、協働を推進します。

## ■ イ 市民参加の促進のためのしくみの検討

### 第1期計画

ボランティアやNPOなど社会への貢献活動や地域づくりに多くの人が興味をもち、参加しやすい効果的なしくみを地域とともに検討します。

### ▶ 経過と現状

- ・「団塊・シニア世代によるボランティア活動・市民活動検討専門委員会」(大阪市ボランティア情報センター運営委員会のもとに設置)による地域活動への参加・参画の推進(平成18年度~)
- ・企業等とNPO等をつなぎ、ニーズの需給を調整する地域貢献活動マッチングシステムの構築・運用(平成20年度~)
- ・市民パワー結束・元気創出事業の実施[さまざまな分野や地域の市民活動団体によるネットワークを構築し、それぞれの専門性、ノウハウを活かし地域の活性化を図る](平成20年度~)
- ・市民との協働による健康づくり運動の展開(平成20年度~)

## ▶ 課題

- ・幅広い人々の地域福祉活動への参加の促進
- ・参加したい人を確実に活動につなげるしくみの充実

## ▶ 今後の取り組み

地域福祉活動に参加するきっかけとして、参加しやすいイベントや講座などの取り組みを支援します。これらの取り組みでは、地域福祉活動に若者や勤労者層、団塊の世代（昭和22年～24年生まれを中心とした世代）の人々など幅広い人々が参加できるよう、活動に対するきっかけとするための情報提供の充実に努めます。

また、活動したいと思う人を的確に活動に結びつけられるよう、大阪市ボランティア情報センターや各区ボランティアビューロー等のコーディネート機能を充実するとともに、関係機関・団体等と連携して多様なニーズに対応した活動の場の提供に努めます。

## みんなで支え合う地域づくり

地域でだれもが安心して暮らしていくためには、市民一人ひとりの課題を地域の課題と考え、市民をはじめ地域全体で解決に取り組むとともに、さらによりよい地域づくりをするため、それぞれの力を活かし、協力し合う地域の気運づくりやしくみづくりが重要です。

大阪市では、みんなで支え合う地域づくりを支援するしくみづくりを進めます。

## ■ ア ネットワークによる地域づくりへの支援

### 第1期計画

地域では、支え合いや助け合いによりさまざまなネットワークがあり、よりよい地域づくりへの取り組みが行われています。それぞれのネットワークの連携や活動の整理などにより、地域での円滑で効果的な活動が進められるよう支援に努めます。

## ▶ 経過と現状

- ・地域ネットワーク委員会の活動対象を、高齢者からすべての住民に拡大（平成18年度～）
- ・小地域ネットワーク活動と地域ネットワーク委員会活動を、地域福祉活動推進事業に統合・再編（平成19年度～）
- ・区単位で「地域自立支援協議会」を中心とした障害者支援機関のネットワークの構築（平成19年度～）
- ・小学校区教育協議会・はぐくみネット事業の推進〔学校・家庭・地域が連携し、学校と地域をつなぐ観点での学校教育の支援や地域における教育コミュニティづくりを促進〕（平成19年度より区に事業移管）

- ・各区子ども・子育てプラザにおいて、「子育て活動支援事業」を推進し、子育てサークル、子育てサロンの情報提供や子育て支援ネットワークの構築
- ・地域において児童虐待の予防・啓発・早期発見・見守りを行うため、主任児童委員や市民ボランティアを児童虐待予防地域協力員として養成し、各区に「児童虐待予防地域協力員連絡会」を設置（平成18年度～）
- ・各区「青少年育成推進会議」による、地域の各種団体等の主体的かつ横断的な取り組みの推進
- ・地域活動におけるつながりづくりのヒントとなるよう、各地域の取り組み事例や豆知識などを紹介した「おおさか“ええまち読本”」を作成（平成19年度）
- ・地域で子育て支援に携わる人を対象とする「親・子・地域が育つ子育て支援ガイドブック」の発行（平成20年度～）
- ・各区に高齢者虐待防止連絡会議を設置

### ▶ 課題

- ・地域のさまざまなネットワークの効果的な連携・協働
- ・地域ネットワーク委員会による地域福祉活動のより一層の充実
- ・地域住民の理解と信頼の促進による地域福祉活動の充実
- ・虐待の発生予防と早期発見（虐待に関する知識・理解の普及・啓発や通報窓口の周知）

### ▶ 今後の取り組み

おおむね小学校区を単位とする地域でのネットワークを強化するため、「地域支援システム」に位置づけられた「地域ネットワーク委員会」の活動を充実するとともに、地域における他のネットワークの活動との連携や役割分担により、効果的で広がりのある活動が進められるよう支援に努めます。

地域福祉活動をより一層推進するためには、活動に対する地域住民の理解と信頼を高めることによる地域住民の参加の拡大が必要であることから、地域ネットワーク委員会等の活動状況等を広く公開し、より開かれた組織となるよう支援します。

虐待の発生予防、早期発見には、地域住民が虐待についての知識を深めることが重要であることから、知識・理解の普及・啓発や通報窓口の周知等に努めます。

### 災害時における要援護者の支援【新規】

大震災などの大規模災害の発生直後から公的な支援体制が整うまでの間は、地域での助け合いによる支援に組織的に取り組む必要があり、大阪市では、万一の災害時に援護を必要としている人が安全に避難できるしくみづくりとして、平成21年度に「大阪市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を策定する予定です。

災害時に援護を必要としている人が安全に避難し避難生活を送るための支援と連動した、日ごろからの地域での支え合いや見守り等の活動について、第2期計画では新たな項目の柱として位置づけ、早急に取り組むべき地域福祉の課題として取り組みます。

## ■ ア 災害時の要援護者支援のしくみづくり【新規】

### ▶ 経過と現状

- ・ おおむね小学校区を単位とする地域において、地域防災リーダーや地域振興会が中心となった防災活動
- ・ 地域の実情に応じ、さまざまな形で各種団体等が参画し、自主防災組織を結成
- ・ 地域における自主防災活動の展開
- ・ 自主防災活動が活発に展開されることを目的に、防災アドバイザーを派遣
- ・ 民生委員・児童委員による「災害時一人も見逃さない運動」の推進（平成18年度～）
- ・ 地域ネットワーク委員会活動による援護を必要としている住民に対する見守り活動
- ・ 万一の災害時に援護を必要としている人が安全に避難できるしくみづくりとして「大阪市災害時要援護者避難支援プラン（全体計画）」を平成21年度に策定予定
- ・ 日本赤十字社大阪府支部に加え、大阪市社会福祉協議会と大阪市との間で、「災害時におけるボランティア活動支援に関する協定」を締結（平成18年度）

### ▶ 課題

- ・ 自主防災組織が援護を必要としている人を日ごろから把握し、その情報の的確な管理が行えるような支援
- ・ 災害時要援護者支援に向けた取り組みと連携した日ごろの見守り活動
- ・ 災害時においても、避難時や避難所において援護を必要としている人の状況に応じた支援を、自主防災組織と、地域社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会、民生委員・児童委員等が連携して行えるしくみづくり

### ▶ 今後の取り組み

援護を必要としている人の情報を、プライバシー保護を図りながら地域で共有し、援護を必要としている人と支援者、支援者同士の日ごろからのつながりづくりのため、地域での見守り活動等の充実に努めます。また、災害時に、迅速かつ的確に支援できるしくみづくりを、自主防災組織をはじめ関係機関・団体等と連携して推進します。

## (2) サービスを利用しやすいしくみづくり

だれもが地域で安心して暮らしていくためには、福祉サービスが必要となったときに、必要なサービスを選択でき、適切に利用できることが必要です。

大阪市では、市民が主体的に福祉サービスを利用できるしくみづくりを進めます。

### 相談体制の充実

福祉サービスが必要となった場合、相談窓口においては、相談のあった生活課題を一面的に検討するのではなく、現在から将来にかけての生活を踏まえて、総合的かつ継続的な視野で検討し、適切なサービスにつなぐことが必要です。

また、福祉サービスの利用者の相談だけでなく、福祉サービスを提供する社会福祉事業従事者への相談支援体制を充実し、福祉サービスを適切に提供できる環境を整えることも重要です。

大阪市では、市民が必要なサービスを適切に利用できるよう、総合的な相談支援体制の充実を図ります。

### ■ア 総合的な相談体制の検討

#### 第1期計画

市民にとって身近な市政の窓口である区の保健福祉センターにおいては、健康と福祉に関する総合的な相談に応じており、一層の充実に努めます。

また、地域での生活を支援する総合的な相談体制として、高齢者を支援する区在宅サービスセンター、障害のある人を支援する障害者生活支援事業、障害児(者)地域療育等支援事業、精神障害者地域生活支援センターなどがあり、各機能の充実に図ります。

さらに、関係機関との連携強化とともに、利用者が利用しやすい総合的な相談体制のあり方を検討します。

#### ▶ 経過と現状

- ・区ごとの地域包括支援センター及びおおむね中学校区ごとに設置された総合相談窓口(ランチ)における高齢者支援にかかる総合相談の実施(平成18年度~)
- ・委託相談支援事業者による身体障害、知的障害、精神障害の三障害を一元的に対応した相談支援の実施(平成18年度~)
- ・区社会福祉協議会におけるあんしんさぽーと事業や地域生活支援事業を通じた相談の実施(平成17年度~)
- ・区保健福祉センターにおけるDV(ドメスティック・バイオレンス)相談の実施
- ・区保健福祉センターに総合的な子育て相談の窓口である子育て支援室を開設(平成18年度~)
- ・大阪市立子育ていろいろ相談センターにおける子育て相談の実施
- ・こころの健康センターにおける相談の実施(こころの悩み電話相談、自死遺族相談等)

- ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおける総合相談・専門相談（平成17年度～）
- ・大阪市立男女共同参画センター（クレオ大阪）各館における女性のための相談（一般相談・からだの相談等）や同センター中央館（クレオ大阪中央）におけるDV（ドメスティック・バイオレンス）専門相談の実施
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターにおける在日外国人福祉相談の実施
- ・大阪市立子育ていろいろ相談センターにおける外国語による子育て電話相談の実施
- ・市役所及び大阪国際交流センターにおける外国籍住民相談窓口の設置及び区役所における外国籍住民相談専用電話の設置

### ▶ 課題

- ・多様化する相談（複合的な課題を抱える事例など）に対応できる総合的な相談支援体制の構築

### ▶ 今後の取り組み

地域ネットワーク委員会と地域での生活を支援する各分野での専門性を備えた身近な相談支援機関等が連携し、健康と福祉に関する総合的な相談に対応できるよう状況の把握を行うとともに、身近な相談支援機関から、より専門性の高い専門相談支援機関につなげていけるよう連携の強化に努めます。

## ■ イ 身近な地域の相談体制の充実

### 第1期計画

民生委員・児童委員や主任児童委員、地域ネットワーク委員会委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など、地域において市民の相談活動などを行う人への研修の充実など、支援に努めます。

また、社会福祉施設が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会福祉施設などの社会資源が地域と連携し、地域福祉を推進できるよう支援していきます。

### ▶ 経過と現状

- ・地域ネットワーク委員会活動の対象を高齢者からすべての住民に拡大（平成18年度～）
- ・地域生活支援ワーカーによる地域に出向き働きかける手法を活用した相談の実施（平成17年度～）
- ・民生委員・児童委員及び主任児童委員による地域での相談の実施
- ・認知症を早期に発見し、保健・医療・福祉の連携した支援体制の構築を図るための、「認知症サポート医」の養成（平成17年度～）や「かかりつけ医認知症対応力向上研修」の実施（平成18年度～）
- ・保育所地域子育て支援センター事業、つどいの広場事業の実施
- ・育児支援家庭訪問事業の実施〔虐待のおそれやリスクのある家庭への保健師・助産師による専門的家庭訪問やエンゼルサポーターによる相談や家事援助〕（平成

- 17年度～、平成18年度に対象を妊婦にも拡大)
- ・巡回相談員が市内各所を巡回して野宿生活者を支援するホームレス巡回相談事業の実施
  - ・保育所や幼稚園における育児相談の実施

#### ▶ 課題

- ・身近な地域での相談支援機能の充実
- ・地域の社会資源と地域の連携促進の支援

#### ▶ 今後の取り組み

民生委員・児童委員や主任児童委員、地域ネットワーク委員会委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員など、地域において市民の相談活動などを行う人がきめ細やかな相談や情報提供ができるよう、研修の充実に一層努めます。また、民生委員・児童委員の地域福祉における積極的役割について検討します。

身近なところで気軽に相談できる場として、社会福祉施設、医療機関等が地域の相談窓口や情報提供の役割を果たすなど、社会資源と地域の連携を促進します。

### ■ ウ 必要なときに相談できる体制の充実

#### 第1期計画

高齢者や障害のある人の生活に関する相談や子育て、こころの悩みに関する相談などを、電話でも受け付けており、一部の事業については、業務時間外の受け付け体制の整備に努めています。また、子育ての相談については、インターネットによる受け付けも行っています。

必要なときに相談に応じられる体制づくりは重要であり、市民の実情に応じた相談体制の充実に努めます。

#### ▶ 経過と現状

- ・高齢者24時間電話相談の実施
- ・こころの健康センターで、24時間体制による精神科救急医療の利用などの電話相談に応じる「こころの救急相談」の実施
- ・児童家庭支援センターによる24時間365日の相談・通報体制の整備

#### ▶ 課題

- ・市民の相談・ニーズに応じた多様な相談体制の充実

#### ▶ 今後の取り組み

電話やインターネット等も含めた多様な相談機能や情報提供の充実に図り、必要なときに相談に応じられる体制の充実に努めます。

## ■エ 当事者による相談の場の充実

### 第1期計画

世代や障害の有無、国籍など、同じ立場の人同士が悩みや不安などを一番理解し合える存在であることから、介護者を含め、当事者による相談の場を充実します。

#### ▶経過と現状

当事者や介護者が同じ立場の仲間として相談に応じる「ピアカウンセリング」や同じ立場の人同士の交流事業の中で相談につなげる取り組みとして、

- ・ 自立生活支援センター・ピア大阪等、委託相談支援事業者における障害者ピアカウンセリングを実施
- ・ 小児慢性特定疾患児ピアカウンセリングを実施（平成20年度～）
- ・ 障害のある人や高齢者の家族等による取り組み（精神障害のある人、認知症患者、難病患者の家族会など）

#### ▶課題

- ・ 当事者、家族による相談、交流の場の充実
- ・ 活動の担い手の養成

#### ▶今後の取り組み

世代、障害や病気の有無、介護や子育て、国籍など、同じ立場で共通する課題や悩みをもつ人たちが、各々の経験を活かして相談に応じる当事者による相談、交流の場の充実を図ります。

また、ピアカウンセラー等活動の担い手を養成するなど当事者や家族の活動を支援します。

### **虐待防止施策の推進【新規】**

身体的虐待や心理的虐待、性的虐待、経済的虐待、育児・介護放棄などの虐待に対しては、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）の施行や児童福祉法・児童虐待防止法の改正等により行政権限が強化されるなど、行政による対応が求められています。虐待問題は一層深刻化しており、第2期計画では、虐待防止施策について、早急に取り組むべき地域福祉の課題として新たな項目の柱に位置づけ、虐待の発生予防、早期発見、通報、虐待を受けた当事者の安全確保、再発防止など、各段階において適切な対応と支援を行うため、施策の充実に取り組めます。

## ■ア 虐待防止への取り組みの充実【新規】

### ▶ 経過と現状

- ・区保健福祉センター及び地域包括支援センターを高齢者虐待の通報・届出窓口として位置づけ（平成18年度）
- ・市及び各区に「高齢者虐待防止連絡会議」の設置
- ・中心的役割を果たす区保健福祉センターの後方支援を行う「高齢者虐待対応支援チーム」の設置（平成20年度）
- ・児童家庭支援センターによる24時間365日の相談・通報体制の整備
- ・中央児童相談所に設置する児童虐待対策班を、児童虐待対策室として発展的に改組（平成17年度）
- ・区保健福祉センターに子ども家庭支援員を配置し、軽度な虐待経験のある家庭へ派遣
- ・虐待のおそれやリスクのある家庭への保健師・助産師による専門的家庭訪問やエンゼルサポーターによる相談や家事援助を行う「育児支援家庭訪問事業」を実施（平成17年度～、平成18年度に対象を妊婦にも拡大）
- ・区保健福祉センターに総合的な子育て相談の窓口である子育て支援室を開設（平成18年度）
- ・市及び各区の児童虐待防止連絡会議を法に規定する「要保護児童対策地域協議会」として位置づけ（平成18年度）
- ・主任児童委員・市民ボランティアを対象とした「大阪市児童虐待予防地域協力員」の養成を完了（平成19年度）

### ▶ 課題

- ・虐待の発生予防、早期発見
- ・虐待防止に向けて、市民に対して知識・理解の普及・啓発や通報窓口の周知
- ・虐待防止や虐待を受けた当事者を支援するための市、区、地域のネットワークや医療機関等の関係機関との連携体制の構築
- ・虐待があったときの必要性に応じた緊急一時保護のあり方の検討
- ・要保護児童対策地域協議会の機能強化

### ▶ 今後の取り組み

虐待の発生予防、早期発見には、地域住民が虐待についての知識を深めることが重要であることから、知識・理解の普及・啓発や通報窓口の周知等に努めるとともに、養介護施設・事業所の従事者等に対する研修等にも取り組みます。

また、要保護児童対策地域協議会の機能を強化するため、事務局職員の専門性強化などにも取り組むとともに、「地域支援システム」において区を単位として設置されている実務者会議に位置づけられる高齢者虐待防止専門部会などの各部会において、情報の共有化を図り、身近な地域での虐待の発生予防、早期発見・対応、見守り等の取り組みを推進します。

さらに、虐待を受けた高齢者の緊急一時保護については、医療的なケアも視野に入れ、医療機関との連携方策も含めて、そのあり方を検討します。

## **情報提供の充実**

福祉サービスを適切に利用するためには、必要な情報を得られる環境が整備されている必要があります。

特に、介護保険制度や障害者自立支援法における障害福祉サービスなど、福祉制度は市民が自ら福祉サービスを選択し、契約により利用する制度に変わってきており、市民がサービスを適切に選択し、利用するために必要な情報の充実が求められています。

また、高齢者や障害のある人、こども、ひとり親家庭をはじめ、社会的援護を必要としている人も、外国籍住民も、市民のだれもが必要な情報を簡単に得ることができ、理解できるようにしていく必要があります。そのためには、情報媒体や提供方法だけでなく、地域での見守りや相談支援体制など、利用者の立場に立った多様な要望にきめ細かく対応できるしくみづくりが求められます。

大阪市では、市民が福祉サービスを適切に利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

### **■ア 情報提供の充実**

#### **第1期計画**

大阪市では、市政だよりやくらしの便利帳の発行、市・区のホームページの開設など、情報提供の充実に努めています。また、大阪市社会福祉研修・情報センターや子育てしている相談センターなどさまざまな相談機関において必要な情報提供を行っており、今後関係機関との連携により、一層の充実に努めます。

#### **▶ 経過と現状**

- ・大阪市総合コールセンター（なにわコール）の開設（平成19年度～）
- ・大阪市社会福祉研修・情報センターの情報誌「ウェルおおさか」を月刊化（平成19年度）
- ・大阪市福祉人材養成連絡協議会でホームページ「ウェルふるネット」を開設し、メールマガジン配信で情報提供（平成19年度～）
- ・「大阪市ホームページ」や「携帯版サイト」、「市政だより」、「くらしの便利帳」、「エンジョイ・オオサカ（外国語版生活情報冊子）」等での情報提供
- ・「福祉のあらまし」や「子育てしている便利帳」等の発行

#### **▶ 課題**

- ・市民が必要としている情報を、いつでも簡単にわかりやすく提供できる方法の検討

## ▶ 今後の取り組み

特に市民の関心の高い健康や福祉に関する多様な情報を効果的に提供していくよう、市政だより、くらしの便利帳をはじめとする各種ガイドブックやパンフレット、広報番組、ホームページなど多様な媒体を活用し、多言語対応を含めた効果的な情報提供の充実に努めます。

## ■イ 利用者の立場に立った効果的な情報提供の充実

### 第1期計画

市民が必要とする情報を、世代の違い、障害の有無、国籍の違い、その他さまざまな生活上の違いにかかわらず、だれもが適切に得られるよう、情報提供の一層の充実に努めます。また、インターネットをはじめさまざまな提供媒体を視野に入れた効果的な情報提供のあり方を検討します。

## ▶ 経過と現状

- ・「子ども安全メール」による情報発信（平成17年度～）
- ・子育て活動支援事業におけるホームページを活用した情報提供（平成18年度～）
- ・子育て・両立支援携帯メールマガジン「私も子どもも育（はぐく）める」の配信（平成19年度～）
- ・団塊の世代向けに、インターネット上での情報交換ができるホームページを作成し、「地域デビュー」をするきっかけの提供（平成20年度）
- ・外国籍住民に対する情報提供
- ・健康福祉局ホームページに、大阪市内の公共的施設、駅などのバリアフリー情報を掲載（平成18年度～）
- ・「子育て安心ダイヤル」「子育て応急ダイヤル」により電話で24時間情報提供（自動音声）

## ▶ 課題

- ・世代の違い、障害の有無、国籍等の違いなどにかかわらず、だれもが適切に得られるような情報提供の充実

## ▶ 今後の取り組み

世代の違い、障害の有無、国籍等の違い、その他さまざまな生活上の違いにより、希望する情報は異っており、それぞれの利用者が自らの希望にあった情報を得ることによって、サービスを的確に選択して利用できるよう、インターネットをはじめとしたさまざまな提供媒体を活用し、効果的な情報提供に努めます。

## ■ウ 身近な地域の情報提供のしくみの検討

### 第1期計画

地域に密着した幅広い情報の充実は、地域での暮らしをより豊かなものにします。市民、NPO、企業などの協力を得た、個性豊かな地域づくりを支援する情報収集及び提供のしくみのあり方について、関係機関や地域とともに検討します。

#### ▶ 経過と現状

- ・ 地域情報化指針の策定（平成17年度）
- ・ 地域活動におけるつながりづくりのヒントとなるよう、各地域の取り組み事例や豆知識などを紹介した「おおさか“ええまち読本”」を作成（平成19年度）
- ・ 市民局ホームページに地域活動に役立つ支援情報や地域活動の取り組みに関する情報の掲載（平成19年度～）

#### ▶ 課題

- ・ 地域における情報提供拠点や情報ボランティア活動などによる市民が利用しやすい有効な情報提供

#### ▶ 今後の取り組み

地域づくりが豊かなものとなるよう支援するためには、地域福祉をはじめ市民活動全般について情報の収集及び提供が必要です。地域に密着した情報収集及び提供のしくみについて、充実に努めます。

## ■エ 福祉サービスの適切な選択と利用を支援する情報提供のしくみの検討

### 第1期計画

介護保険制度や支援費制度に見られるように、市民が自ら福祉サービスを選択し、契約により利用する制度へと転換される中、福祉サービス提供者や福祉サービスの第三者評価機関など関係機関と協力し、市民が福祉サービスを適切に選択し、利用できるよう、情報提供の充実を図ります。

#### ▶ 経過と現状

- ・ 健康福祉局ホームページと「大阪府介護サービス情報公表センター」ホームページとをリンクさせた介護保険サービスにかかる情報提供
- ・ 認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護にかかる外部評価結果について、事業所所在区の保健福祉センター、地域包括支援センター及び健康福祉局介護保険担当での公開と、健康福祉局ホームページと福祉保健医療情報ネットワークシステム「WAM-NET（ワムネット）」とをリンクさせた情報提供
- ・ 委託相談支援事業者による障害のある人への福祉サービス利用の支援、情報提供

### ▶ 課題

- ・施設・事業所一覧等の既存の情報と、第三者評価等の情報を含め、サービス選択のための利用しやすい情報提供の充実

### ▶ 今後の取り組み

市民が自らの希望にあった福祉サービスなどを的確に選択し、利用できるよう、事業者によるサービス情報や第三者評価の情報について、評価機関などの関係機関とも協力して、インターネットなどの媒体を活用して情報提供の充実に努めます。

## ■オ 社会福祉研修・情報センターの機能充実と関係機関との連携強化

### 第1期計画

大阪市社会福祉研修・情報センターの機能を充実し、関係機関との連携も含めた、総合的で効果的な情報提供のあり方について、関係機関とともに検討します。

### ▶ 経過と現状

- ・ホームページでの福祉に関する情報提供
- ・情報誌「ウェルおおさか」を月刊化（平成19年度）
- ・定期・不定期刊行物の発行（市社会福祉研究など）
- ・専門職をはじめ、市民の福祉への理解と参加を推進するための多様な講座、研修の実施
- ・介護用品、福祉用具を紹介する展示ギャラリーの設置

### ▶ 課題

- ・効果的な情報の集約・提供のしくみ

### ▶ 今後の取り組み

福祉に関する情報の中核機関として、大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、福祉関連情報の集約・提供に一層取り組むとともに、大阪の社会福祉にかかる歴史資料のアーカイブ（書庫）としての機能を発揮するための情報を収集、蓄積します。

また、行政、社会福祉関係団体、大学などの研究機関と連携しながら、効果的で充実した情報提供のあり方について検討します。

## サービスへつなぐしくみの充実

だれもが地域で安心して暮らすためには、地域での支え合いや主体性の向上、相談体制・情報提供の充実とともに、地域での見守りと適切な相談窓口や福祉サービスへつなぐことが重要です。

地域では、支援が必要でありながら、相談できずに困っている人もいます。また、

児童虐待や家庭内暴力などの表面化しにくい課題があります。

大阪市では、すべての人の人権が尊重され、地域で安心して暮らせるよう、地域での見守り、課題の早期発見、適切な相談窓口や福祉サービスにつなぐしくみを充実します。

また、一人ひとりが必要とするサービスは多様であり、その人にとって最も適切な福祉サービスを利用できることが求められます。そのためには、その人の生活全体を考えて検討することや、保健・医療・福祉の連携をはじめ、教育、住宅などさまざまな生活関連分野との連携を図ること、公的な福祉サービスに限らず、ボランティアやNPOの活動など、公私のさまざまな福祉サービスや活動を適切に調整することが必要です。

大阪市では、一人ひとりが必要なサービスを利用できるよう、福祉サービスを適切に調整するしくみを充実します。

## ■ ア 地域支援システムの充実

### 第1期計画

地域支援システムは、市民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織、保健・医療・福祉関係者など地域の関係者のネットワークにより、高齢者を対象とした、地域での見守り、課題発見、専門機関へのつなぎ役、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方検討（地域ケア会議）よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、関係先への提言を行うしくみです。このシステムは、市、区、小学校区を単位とする3層5段階からなるネットワークにより高齢者を支援しています。

このシステムが、高齢者だけでなく、障害のある人や子どもをはじめ、すべての市民を対象とするよう検討を進めます。

また、小地域ネットワーク活動をはじめ、地域における地域福祉を進めるためのさまざまな取り組みと、このシステムのあり方を検討するとともに、地域での取り組みの円滑な実施を支援します。

### ▶ 経過と現状

- ・地域支援システムを、すべての住民が対象となる方向で再構築（平成17年度～順次）〔各区の高齢者サービス調整チームを地域支援調整チームに改称、地域支援調整チームにおける実務者会議のもとに障害者専門部会、子育て支援専門部会、高齢者虐待防止専門部会の設置など〕

### ▶ 課題

- ・対象者の拡大や地域支援機関の再編・整備等に対応した「地域支援システム」のあり方
- ・実務者会議〔事務局：区社会福祉協議会〕と実務者会議のもとに設置する各専門部会〔事務局：区保健福祉センター〕の役割の明確化と連携
- ・複合した課題を抱える事例への対応など「地域ケア会議」の運営のあり方

- ・ 援護を必要としている人を発見し、相談から適切なサービスにつなぐために必要な個人情報の、関係機関における共有のあり方

### ▶ 今後の取り組み

「地域支援システム」は、地域におけるニーズの発見から地域の生活課題の解決に向けた社会資源の提供、開発にいたるまでの3層5段階のシステムとして、地域全体で取り組むためのしくみとして構築されました。「地域レベル」、「区レベル」、「市レベル」の重層的なネットワークで地域福祉の取り組みを一層充実させるとともに、各種団体・機関等が参画するこのシステムを活かし、市民のニーズをきめ細かく把握し、必要な支援に的確につなげていく取り組みを支援します。

また、援護を必要としている人に関する情報を、地域支援システムにおけるつなぎやサービス調整の過程で関係機関等が共有することは、適切なサービスにつなぐうえで重要であることから、個人情報保護法、大阪市個人情報保護条例の趣旨を踏まえ、適切な個人情報の共有のあり方について検討します。

さらに、「地域支援システム」がより有効に機能するよう、区保健福祉センターと区社会福祉協議会（実務者会議、地域ケア会議）の役割や連携、運営のあり方について、検討を進めます。

## ■イ 公私協働による総合的なサービスを調整する体制の検討

### 第1期計画

介護保険制度や支援費制度におけるサービス計画は各制度ごとのしくみにおいて行われていますが、市民の多様な生活課題を一層適切に解決するためには、公的なサービスだけでなく、NPOやボランティアなどのさまざまなサービスや取り組みを含め、幅広い調整が必要です。

今後、各制度におけるサービス調整機能を一層充実するとともに、公私協働による総合的なサービス調整体制のあり方を検討します。

### ▶ 経過と現状

- ・ 区社会福祉協議会に配置した地域生活支援ワーカーが地域に出向き、個別の援助とそれに連動した住民主体の地域福祉活動の支援を行う「地域生活支援事業」の実施（平成17年度～）

### ▶ 課題

- ・ 地域における公私協働による総合的なサービス調整機能の充実

### ▶ 今後の取り組み

地域での生活の支援に関する多様なニーズにきめ細かく対応していくには、公的な福祉サービスを基盤としつつ、柔軟かつ多様に展開される市民等の主体的な地域

福祉活動の連携が不可欠です。さまざまなニーズへの対応を進めるNPOやボランティアの活動などへの多様な市民の参加を得ながら、効果的に協働した支援ができるよう、関係機関、団体等と連携して取り組みます。

また、地域生活支援ワーカーが、地域におけるさまざまなニーズへの対応を地域の多様な力を活かして進める「コミュニティソーシャルワーカー」としての役割を一層担えるよう、区社会福祉協議会において、チーム体制による地域福祉活動支援の充実を図り、公的サービスと地域福祉活動の効果的な連携や、新たなサービスの開発なども含めて、多様なニーズに迅速に対応できるセーフティネットを構築していきます。

## サービスの利用支援

福祉サービスは、市民が自らサービスを選択し、契約により利用する制度であることから、本人の主体性が尊重されるとともに、その利用は本人の責任にゆだねられています。

しかし、福祉サービスが必要な人でも、自分ではなかなか気づかないことや、気づいても福祉サービスの利用をためらってしまう場合も多くあります。このような人々を早期に発見するしくみや、だれもが福祉サービスを主体的に利用できるしくみづくりが必要です。

また、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人にとっては、主体的に福祉サービスを選択し、利用することが困難な場合が多くあり、支援するしくみが必要です。

さらに、福祉サービスを適切に利用するためには、社会福祉法人などの福祉サービス提供者が常にサービスの質を高めるよう努めることや、利用者が福祉サービス提供者と対等な立場でサービス改善を求めることができる環境であることが必要です。

大阪市では、だれもが安心して福祉サービスを選択し利用できるよう支援するしくみづくりを進めます。

## ■ア 主体形成の支援

### 第1期計画

生活課題の発生を未然に防ぐ予防的な取り組みや福祉サービスなどを必要なときに自ら適切に利用するなど、よりよい生活を自らつくりあげていこうとする主体形成が重要です。主体形成を支援するため、相談窓口での対応における啓発や当事者同士の相談の場の充実、教育と福祉の連携による啓発などに努めます。

### ▶ 経過と現状

- ・高齢者の介護予防や健康づくり対策〔平成18年度～介護保険制度に介護予防事業が導入〕
- ・「食」に関する知識と「食」を選択する力を身につける食育の取り組み〔大阪市食育推進計画を策定（平成20年3月）〕

- ・障害のある人の地域での自立生活の推進〔入所施設利用者の地域移行〕
- ・自立生活支援センター・ピア大阪による自立生活体験事業の実施

### ▶ 課題

- ・地域でのよりよい生活を自らつくりあげていこうという意識形成の支援
- ・福祉サービスを必要とするときに主体的に利用する意識づくり

### ▶ 今後の取り組み

市民がよりよい生活を自らつくりあげていこうという意識形成のため、未然に生活課題を発見し、防ぐという予防的な取り組みを支援します。また、ライフスタイルやライフステージ等個人のそのときどきの状況に応じ福祉サービスなどを必要なときに自ら適切に利用するなどの自発的な取り組みを支援します。

## ■ イ 権利擁護関連施策の充実（「後見的支援事業の充実」から変更）

### 第1期計画

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人が、福祉サービスを適切に利用できるよう、大阪市あんしんさぼーとセンターにおいては、本人の意思に基づき、福祉サービスの利用支援や日常的な金銭管理サービスなどにより生活を支援する地域福祉権利擁護事業を実施しています。また、権利侵害や財産管理等の生活上の権利擁護に関する幅広い相談に応じる権利擁護相談事業を実施し、相談からサービスの提供まで一体的に実施することにより、権利擁護の充実に努めています。

また、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人で、財産管理や施設入所契約などの法律行為を自分で行うことができない人を支援する民法上の成年後見制度について、リーフレットの作成などにより適切な活用の推進に努めています。認知症や知的障害、精神障害により判断能力が不十分な人で成年後見制度の活用が必要な場合であっても、身寄りがないなどで家庭裁判所に申し立てができない人には、市長が審判の申し立てをすることにより支援するとともに、市長申し立てにより選任された後見人等への報酬が負担できない人への助成制度を設けています。

地域福祉権利擁護事業と成年後見制度は、補完しあいながら後見的支援により市民の権利を擁護する制度であり、両制度の効果的な活用と支援の質の向上、関係機関や身近な地域での取り組みなどとの連携など、より効果的な支援のあり方を検討します。

### ▶ 経過と現状

- ・大阪市社会福祉協議会が行っているあんしんさぼーと事業（平成19年度に国庫補助の事業名称が「地域福祉権利擁護事業」から「日常生活自立支援事業」に変更）について、市内5か所のあんしんさぼーとセンターでの実施から、各区社会福祉協議会での実施に変更（平成17年度）
- ・あんしんさぼーと事業の効果的な事業推進を図るため、市民から公募した「あんしんさぼーと生活支援員」を試行的に導入（平成20年度～）

- ・市民後見人の養成開始（平成18年度）
- ・成年後見制度に関する啓発、広報、相談を実施するとともに市民後見人の養成及び活動を支援する大阪市成年後見支援センターを開設（平成19年度）
- ・家庭裁判所の選任による市民後見人の活動開始（平成19年度～）

### ▶ 課題

- ・あんしんさぼーと事業や成年後見制度の適切な活用のための周知
- ・支援を必要とする人を円滑に適切なサービスへつなぐしくみづくり
- ・あんしんさぼーと事業や成年後見制度の対象者の増加に伴う事業運営のあり方

### ▶ 今後の取り組み

あんしんさぼーと事業や成年後見制度の利用を促進するため、その制度の啓発周知に努めます。また、地域において支援を必要とする人を発見し、円滑に適切なサービスの利用につなげるしくみの充実に努めます。今後、権利擁護関係の制度利用がますます増加することが予想されることから、安定的、継続的な事業運営ができるよう事業の充実に向け検討します。

## ■ウ 苦情解決のしくみの整備

### 第1期計画

大阪市では、各福祉サービス提供者が利用者の苦情を適切に解決できるよう、社会福祉法人・施設監査において苦情解決のしくみの整備の推進を指導しています。

また、介護保険サービスにおいては、中立的な立場で迅速に課題を解決するとともに、サービスの質の向上を図る第三者機関である「おおさか介護サービス相談センター」が設置されています。

福祉サービス利用において適切な苦情解決が図られるよう、関係機関と連携をしながら実情を把握するとともに、より効果的なしくみの充実に努めます。

### ▶ 経過と現状

- ・おおさか介護サービス相談センターにおける苦情処理の取り組み
- ・大阪府社会福祉協議会の運営適正化委員会における苦情処理の取り組み

### ▶ 課題

- ・福祉サービス提供者における利用者からの苦情解決の取り組みの充実

### ▶ 今後の取り組み

市民がよりよいサービスを利用できるようにするために、福祉サービス提供者がサービス等の利用に関する苦情解決に対し、一層積極的に取り組むよう指導するとともに、相談窓口等と連携して利用者の意見を伝えるなどの支援を推進します。

また、おおさか介護サービス相談センターや大阪府社会福祉協議会の運営適正化委員会等と連携しながら、効果的な苦情解決のしくみの充実に努めます。

### (3) サービス提供の充実のためのしくみづくり

地域で安心して暮らしていくための多様なニーズに応えるためには、各種の福祉サービスの確保とともに福祉サービスの質の向上が重要です。

また、福祉サービスの提供にあたっては、本人の意向を尊重し、福祉サービスが地域での生活の質の向上につながるよう支援する視点を常にもつことが重要です。例えば、施設サービスであっても、施設での生活支援の範囲だけではなく、地域生活、在宅生活につなぐという視点からのサービス提供が重要です。社会福祉施設は在宅生活と対極にある社会資源ではなく、市民の生活の場であり、連続したものとして地域に溶け込み、市民の生活を支援することが、福祉コミュニティの充実につながります。

さらに、福祉サービスを提供するさまざまな主体が協力することによって福祉サービスの充実を図ることや、必要に応じた新しい福祉サービスを創出していくことも今後ますます期待されます。

大阪市では、市民が適切な福祉サービスを利用できるよう、福祉サービスの提供の充実のためのしくみづくりを進めます。

#### サービスの質の向上

社会福祉法その他関係法令等による社会福祉法人の運営、事業の経営についての指導事項について監査を行い、運営全般について積極的に助言、指導を行うことによって、適正な法人運営と円滑な社会福祉事業の経営の確保を図っています。

福祉サービス提供者が、人権意識の向上、福祉サービスの向上などに研鑽を重ねることや、福祉サービスを評価し、見直すこと、さらに、苦情解決のしくみで得られた利用者からの意見を福祉サービスの質の向上につなげていくことが重要です。

大阪市では、福祉サービス提供者と協力しながら、市民が質の高い福祉サービスを受けられるしくみづくりを進めます。

#### ■ア 社会福祉法人・施設などの監査・指導

##### 第1期計画

社会福祉施設や社会福祉事業の運営に関する相談に適宜応じるとともに、社会福祉施設に対して定期的な監査により適切な指導を行っています。

##### ▶ 経過と現状

- ・介護保険事業者に対する規制の強化（平成18年度、20年度）に伴う事業者指導体制の強化

### ▶ 課題

- ・大阪市が行う監査・指導の効果的な実施

### ▶ 今後の取り組み

集団指導や個別の実施指導、監査などを通じ、サービス提供がより一層適正に行われるよう適切な指導に努めます。

## ■ イ 福祉サービス提供者の研修の充実

### 第1期計画

福祉サービス提供者に対して、施設や事業の運営、人権などに関する研修会を開催しており、大阪市社会福祉研修・情報センターでは、福祉サービスの提供に従事する職員の研修を行っています。

福祉サービスの質の向上に資するため、福祉サービス提供者への研修会や必要な情報提供の一層の充実に努めます。

### ▶ 経過と現状

- ・大阪市社会福祉研修・情報センターでの福祉事業者研修事業の実施
- ・大阪市福祉人材養成連絡協議会における福祉人材養成等に関する検討
- ・大阪市福祉人材養成連絡協議会のホームページ「ウェルふるネット」を開設（平成19年度～）

### ▶ 課題

- ・福祉サービス提供者やその従事者の評価向上につながるような研修メニューの開発
- ・研修に関する情報提供の充実
- ・メンタルヘルスに関する研修の充実

### ▶ 今後の取り組み

福祉サービスを提供する人々の技術や知識を一層高めていくために、大阪市福祉人材養成連絡協議会を通じて関係機関・団体等との連携を図りながら、大阪市社会福祉研修・情報センター等において、一層効果的な研修メニューづくりを実施し、継続的にスキルアップを図るための研修等に福祉サービス提供者や専門職団体、従事者自身が取り組めるよう支援します。

また、大阪市社会福祉研修・情報センターの情報蓄積、発信機能を活かして研修に関する情報提供の充実に努めます。

## ■ウ 自己評価、利用者評価、第三者評価の推進支援

### 第1期計画

福祉サービスの質を向上するため、福祉サービス提供者が自ら提供する福祉サービスを自己評価することが必要です。また、利用者の意見を適切に聴く利用者評価を実施したり、客観的な評価を得るため第三者機関が行う評価を活用する必要があります。

福祉サービスの質の向上を図るため、福祉サービス提供者が適切な評価を行うとともに、必要な情報提供を行えるよう、また、第三者評価事業の適切な活用が推進されるよう、必要な環境整備のあり方を検討します。

### ▶経過と現状

- ・介護保険サービス利用者が適切な事業者を選択できるよう、平成18年度からすべての介護サービス事業者に「介護サービス情報の公表」が義務化され、健康福祉局ホームページと大阪府介護サービス情報公表センターのホームページとをリンクさせた情報提供
- ・認知症対応型共同生活介護、小規模多機能型居宅介護にかかる外部評価結果について、事業所所在区の保健福祉センター、地域包括支援センター及び健康福祉局介護保険担当での公開と、健康福祉局ホームページと福祉保健医療情報ネットワークシステム「WAM-NET(ワムネット)」とをリンクさせた情報提供
- ・大阪府における第三者評価事業推進の取り組み〔第三者評価機関の大阪府による認証や評価結果の公表、「福祉サービス第三者評価システム推進支援会議・大阪」の取り組み〕

### ▶課題

- ・福祉サービス提供者によるサービスの質の向上、利用者の福祉サービス選択の支援に向けた取り組みとして、福祉サービスの評価及び結果の公表の推進

### ▶今後の取り組み

大阪府における第三者評価に関する取り組みとも連携しながら、福祉サービスの適切な評価及び公表を推進し、事業者によるサービスの質の向上、利用者の福祉サービス選択の支援に努めます。

### 多様な福祉サービス提供者の育成・支援

福祉サービスの充実のためには、福祉サービス提供者に対する技術的支援や情報提供などにより、多様な福祉サービス提供者が育ち、発展できるよう支援することが求められます。

大阪市では、多様な福祉サービス提供者の育成・支援のための環境づくりを進めます。

## ■ ア 社会福祉事業者などへの技術的支援

### 第1期計画

社会福祉施設や社会福祉事業の運営に関する相談に適宜応じており、一層の充実に努めます。

特に、介護保険制度や支援費制度においては、社会福祉法人などに加え民間事業者が参入できるようになり、民間事業者が円滑に新規参入できるよう必要な情報提供に努め、福祉サービスの充実につながるよう努めます。

### ▶ 経過と現状

- ・介護保険法の改正や障害者自立支援法の施行等により、新たな福祉サービスが創出され、社会福祉法人などに加え、福祉サービス提供者が多様化

### ▶ 課題

- ・福祉サービスの充実のため、民間事業者の新規参入に必要な情報提供の充実

### ▶ 今後の取り組み

市民のニーズに対応した福祉サービスを的確に提供していくために、分野ごとの計画等に基づいて、民間事業者が円滑に新規参入できるよう関係機関とも連携しながら必要な情報提供に努めます。

## ■ イ NPO、ボランティアなどの活動への支援

### 第1期計画

多様な生活課題を解決するために、公的な福祉サービスだけでなく、NPOやボランティアなどの活動が大きな力となっており、活動の一層の充実と公的な福祉サービスとの協働、さらにはさまざまな提供主体の協働による新たな事業の開発などが期待されるところです。

大阪市ボランティア情報センターや大阪ボランティア協会、大阪NPOセンターなどの活動支援機関との連携により、NPO、ボランティアなどの活動の充実を支援します。

### ▶ 経過と現状

- ・大阪市市民活動推進基金による支援(平成19年3月創設)(基金に積みたてられた市民、企業等からの寄付金を活用し、市民活動団体が行う公益的な事業に対して助成。平成20年12月より区役所に対する寄付金の受付を開始し、区役所が市民活動団体活動等と協働して行うまちづくり事業に活用)
- ・大阪市ボランティア活動振興基金による支援(寄付金と大阪市の出資金を積み立て、その運用益により福祉ボランティア活動に対し助成)
- ・NPOや民間団体などから事業提案を募集し、事業委託や助成等を行う事業展開

の広がり（ホームレスの自立の支援に関する民間公募型自立支援協働事業など）

#### ▶ 課題

- ・ N P O、ボランティアなどの活動を、地域社会全体で支えていくための調整・支援機能の充実

#### ▶ 今後の取り組み

新たな福祉サービスの提供主体として、N P O、ボランティア等が公的な福祉サービスと協働できるよう、大阪市ボランティア情報センターや大阪ボランティア協会、大阪N P Oセンターなどの活動支援機関と連携し、地域のニーズ等の情報収集、提供を充実し、N P Oやボランティア等の活動の場が広がるよう支援します。

### ■ウ 福祉人材の育成

#### 第1期計画

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、介護技術の習得のための講習などを実施するとともに、市民をはじめ、ボランティア、N P Oなどに情報や研究スペースの提供を行っています。

市民の多様な生活課題に適切に応じていくためには、担い手の確保と質の向上、幅広い視野での専門性が一層求められるところであり、民間での取り組みと連携し、福祉人材の育成の一層の充実に努めます。

#### ▶ 経過と現状

- ・ 多様な福祉人材を養成し、市民が安心して生活できる地域社会づくりをめざし、大阪市、社会福祉事業者、専門職団体、大学等の養成機関により、「大阪市福祉人材養成連絡協議会」を組織化し、さまざまな取り組みを実施（平成18年度～）
- ・ 大阪市社会福祉研修・情報センターにおいて、体系的な研修等を実施するほか、市民や団体、事業者等の自主的な研修等の場として、貸館業務を実施（平成20年度より介護実習室も供用開始）
- ・ 介護・福祉職の待遇や活動意欲の向上に向けた支援や表彰等を実施
- ・ 福祉業務に従事する大阪市職員の専門性の向上に向けた研修を実施

#### ▶ 課題

- ・ 地域福祉の担い手としての市民の養成・確保
- ・ 福祉専門職の養成・確保
- ・ 公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等への支援
- ・ 行政における専門性の確保

## ▶ 今後の取り組み

地域社会における支援活動の担い手の養成・確保をするため、教育分野との連携強化を進めるとともに、団塊の世代の「地域デビュー」への支援など地域福祉の担い手の養成・確保を推進します。また、地域の活動が市民から信頼されるよう、ガラス張りの事業運営をめざした意識的な取り組みが図れるよう支援していきます。

福祉専門職の養成・確保については、福祉現場における従事者の確保の課題が顕在化するなか、市の役割を果たせるよう検討し、あわせて、福祉の仕事への市民の理解と評価を向上させるための取り組みを推進します。

公私協働により地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等の取り組みは欠かすことのできないものであり、こうした取り組み事例の情報提供に努めるとともに、新たな取り組みの開発・誘導支援のため、地域におけるニーズ等について、大阪市社会福祉協議会や大阪市ボランティア情報センターと連携して情報提供するなど一層の支援を強化します。

区保健福祉センターでは、「市民のセーフティネット」として業務の重要性や困難性が増しており、専門性の確保に関わる課題などについて、その対応策を検討するとともに、早期に具体化を図ります。

### 協働による多様なサービスの創出

市民の多様なニーズに応えていくためには、既存の公的な福祉サービスやNPO、ボランティア団体などによる活動、さまざまな地域福祉活動などを、市民の生涯にわたる生活支援という視点から、必要に応じて柔軟に組み合わせたり、一体的に提供したりすることにより、効果的な支援をめざすしくみが求められます。さらに、さまざまな提供主体が協働することにより、これまで対応できなかった支援やよりきめ細かい福祉サービスの提供を行うことが期待されます。

大阪市では、多様な提供主体が協働して、一人ひとりに合ったよりよい福祉サービスを創り出していく取り組みを支援します。

## ■ ア 多様な提供主体の協働によるサービスの創出と地域づくりの支援

### 第1期計画

市民の多様な生活課題を解決するため、公的な福祉サービスやボランティア、NPOなどの活動の充実とともに、さまざまな提供主体の協働、さらには新たな事業を開発することが期待されます。

また、地域や社会の課題を、住民主体で事業を起こして解決するという新しい手法として「コミュニティ・ビジネス」が、注目されつつあり、地域福祉の推進を図る観点から、関係者と調整しながら、コミュニティ・ビジネスのあり方について検討します。

さらに、すべての人が利用しやすいよう、すべての人に配慮した環境、建物、製品等のデザインをしていこうという「ユニバーサルデザイン」の考え方も、だれもが暮らしやすい地域づくりの観点から欠かせない視点です。

## ▶ 経過と現状

- ・地域のニーズや課題解決のため、継続したサービスを有償で提供するコミュニティビジネスへのアドバイスなどを行うコミュニティビジネス支援事業を実施（平成20年度）
- ・企業等とNPO等をつなぎ、ニーズの需給を調整する地域貢献活動マッチングシステムの構築・運用（平成20年度～）

## ▶ 課題

- ・福祉サービス提供者、NPO、ボランティアをはじめ、さまざまな主体の活動を支援するための調整機能の充実と、コミュニティビジネスの事業化を促進していくための支援機能の充実
- ・多様なサービス提供主体の検討

## ▶ 今後の取り組み

公的な福祉サービスと地域福祉活動が連携したきめ細かな活動がなされるよう、ボランティアやNPOなどの活動、コミュニティビジネス等を促進するため、関係機関・団体等と連携して、活動を充実するために必要な情報提供を行うとともに、NPO等が主体性を活かしながらコミュニティビジネスの起業や経営改善を図れるよう支援に努めます。また、継続可能なサービス提供者として、有償ボランティア等の活用を検討します。

## 社会資源の有効活用

大阪市には、社会福祉施設をはじめこれまで培ってきたさまざまな社会資源があります。時代の変化とともに、必要とされる社会資源も変化します。このため、既存の社会資源を柔軟かつ効果的に利用して、時代の求める社会資源として活用する工夫が求められます。

大阪市では、既存の社会資源を有効に活用し、今求められる市民ニーズに柔軟に対応できるようなくみづくりを進めます。

## ■ ア 社会福祉施設などの有効活用方法の検討

### 第1期計画

社会福祉施設などの福祉サービス提供者は、利用者へ適切に福祉サービスを提供する役割と責務を担うとともに、福祉サービス提供者同士の情報交換などによる相互の福祉サービスの充実が期待されます。さらに、民間事業者やNPOなどさまざまな福祉サービス提供者により多様な福祉サービスが提供される状況の中で、社会福祉法人などの社会福祉施設や専門職が、これまでの実績を踏まえ、地域のさまざまな社会資源を先導し、地域福祉を推進する役割が期待されます。

また、地域には、老人憩の家や地域集会所、老人福祉センター、勤労青少年ホーム、

特別養護老人ホーム、障害者福祉作業センター、精神障害者小規模作業所、障害者会館、保育所、人権文化センターなど、さまざまな社会資源があり、それぞれの役割を果たすとともに、従来からも地域の实情に応じて地域と連携し、地域での自立支援やよりよい地域づくりに貢献してきました。

これまでの地域での実践を踏まえながら、だれもが暮らしやすい地域づくりのために、地域の大切な社会資源である社会福祉施設などの施設設備や空間、専門的知識や技術、人的な資源を柔軟かつ有効に活かす方法を検討します。

### ▶ 経過と現状

- ・ 市民利用施設の空間や設備を活用した事業実施（老人福祉センターを活用した自主活動の支援など）
- ・ 子育てに関する専門的な相談、支援の拠点としての保育所の活用

### ▶ 課題

- ・ 社会福祉施設等の有効活用による拠点づくり支援
- ・ 社会福祉施設等のネットワーク、地域との連携

### ▶ 今後の取り組み

地域のさまざまな力を活かして地域福祉を推進していくうえで、専門性をもつ社会福祉施設などの福祉サービス提供者やその従事者が、行政や社会福祉協議会等と連携して先導的な役割を担い、地域福祉を進める拠点としての機能や専門的な支援を提供していくよう、効果的な連携や各々の取り組みへの支援を推進します。

## ■ イ その他社会資源の有効活用方法の検討

### 第1期計画

地域には、社会福祉関係の施設に限らず、空き店舗などの空間、企業などの社会貢献活動など、多様な社会資源があります。さまざまな社会資源を発見し、有効に活かす方法を検討します。

### ▶ 経過と現状

- ・ 商店街の空き店舗活用も含めて地域商業の活性化に向けた支援を実施
- ・ 市営住宅団地の再生に向け、市営住宅の1階空き住戸を活用し、地域の活性化につながる活動を行うNPO等の団体を対象とした「コミュニティビジネス等導入プロポーザル」を実施（平成20年度）
- ・ 地域福祉活動以外にも、まちづくりや地域活動に対するさまざまな支援施策を実施（平成18年度）
- ・ 企業等とNPO等をつなぎ、ニーズの需給を調整する地域貢献活動マッチングシステムの構築・運用（平成20年度～）

- ・すこやかパートナーの募集〔「すこやか大阪21」の推進・健康づくり意識の高揚〕  
(平成20年度～)

#### ▶ 課題

- ・企業、学校、その他地域における社会資源に対する社会貢献への働きかけ
- ・社会資源と地域福祉活動とを結びつける機会の提供

#### ▶ 今後の取り組み

地域にある社会福祉施設をはじめとする施設設備や空間、専門的知識や技術、人的な資源や活動など、多様な社会資源を、地域全体で地域福祉を進めるうえでの資源として効果的に活用していくよう、関係団体や学校、医療機関、企業等のさまざまな主体に対して働きかけるとともに、これら社会資源の社会貢献と地域福祉活動をコーディネートするしくみづくりに取り組みます。

## 2 重点実施項目

### 〈重点実施項目の体系〉

#### (1) 総合的な相談支援体制の充実

##### 小学校区における相談支援体制の充実

- ア 地域ネットワーク委員会（地域支援システム第1段階）の機能強化
- イ 地域組織体制の強化
- ウ 地域生活支援事業の地域支援機能強化

##### 専門性を備えた相談支援機関の充実

- ア 地域支援機関（地域支援システム第2段階）の充実
- イ 区レベルでの取り組み（地域支援システム第3段階）の充実

##### 権利擁護機能の充実

- ア 市民等の権利擁護に関する正しい理解のための普及・啓発
- イ 権利擁護に関する事業の安定的、継続的な運営体制の構築
- ウ 権利擁護のための責任ある組織体制の構築

#### (2) 地域福祉の担い手の養成・確保

##### 地域福祉の担い手としての市民の養成・確保

- ア 地域福祉と教育分野の連携強化
- イ 地域福祉活動の担い手の養成
- ウ 市民後見人の養成と支援

##### 福祉専門職の養成・確保

- ア 社会福祉事業従事者の人材養成・確保に向けた検討
- イ 福祉の仕事への市民の理解と評価を進めるための取り組みの推進

##### 公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等への支援

- ア 地域福祉を推進・支援する組織等の支援強化
- イ 社会福祉協議会の機能充実

##### 行政における専門性の確保

- ア 区保健福祉センターにおける専門性の確保

## (1) 総合的な相談支援体制の充実

### ▶ 現状と課題

#### 地域支援システムの構築

大阪市では、高齢者の孤独死が大きな社会問題となったことを契機に、平成3年度、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、援護を必要としている高齢者のニーズの発見から、社会資源の提供・開発にいたるまでの3層5段階のシステムとして、高齢者のための「地域支援システム」を構築し、運営を行ってきました。平成17年度からは、対象者を高齢者に限定せず、障害者支援、子育て支援も視野に入れながら、すべての住民を対象とする方向で区レベルの地域支援システムを再構築するとともに、運営の一部を区社会福祉協議会に委託し、行政と社会福祉協議会が車の両輪となって体制整備を図っています。

地域支援システムは、地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織、保健・医療・福祉関係者など地域の関係者のネットワークにより、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討(地域ケア会議)よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、関係先への提言を行うしくみで、市、区、小学校区を単位とする3層5段階からなるネットワークによる支援を行っています。

#### 小学校区における相談支援体制

地域支援システムでは、おおむね小学校区を単位とする地域において、各種団体の代表者などで構成される「地域ネットワーク委員会」が設置され、地域住民が健康を保持・増進し、積極的に社会参加できるような地域ぐるみの取り組みを行うとともに、援護を必要としている人のニーズの発見や相談支援、関係機関への連絡調整、地域での支え合いについての検討などを行っています。また、地域ネットワーク委員会の活動を円滑に推進するために、「保健・医療・福祉ネットワーク推進員(以下、「ネットワーク推進員」という。)」が各委員会に設置され、地域におけるさまざまな福祉活動を支援しています。

今後、少子高齢化の急速な進展等を背景に、地域で安心して暮らすための課題が増大するとともに複雑化、多様化することが予想されるなか、身近な地域での課題の発見から見守り支援、予防といった課題の解決のしくみである地域支援システムの第1段階として、地域ネットワーク委員会の機能強化が必要です。

また、昭和47年、住吉区墨江地区で始められた高齢者食事サービス事業は、食事に困っている高齢者に対する食事提供を通じて、高齢者の仲間づくり、地域全体でのボランティア活動への取り組みにより、新たなコミュニティ意識が醸成されるなど、地域福祉を推進するための協働の取り組みの先駆けとなり、その後、市内各所へと飛躍的に広がり、平成19年度末現在、24区299か所で開催されています。

おおむね小学校区を単位として、だれもが安心して、生きがいのある暮らしができる地域づくりをめざすための組織として、地域の住民やさまざまな団体等が参画して地域(地区・校下)社会福祉協議会が組織化されており、ふれあい喫茶や子育て

てサロンなど、地域住民の参加と協力によるさまざまな支え合い、助け合い活動が行われています。

こうした地域における福祉活動が一層充実し安定的に運営されるためには、それぞれの活動の連携が図られるとともに、地域住民の理解・支援が必要なことから、活動にかかる経費の使途・支出方法を含む事業全般について透明性を確保し説明責任を果たすなどの取り組みが必要です。

### **地域生活支援事業の実施**

社会福祉基礎構造改革以降、さまざまなサービス提供機関や相談支援機関、地域福祉活動に関わる社会資源が整備されてきましたが、福祉サービスへのニーズなどの市民の生活課題を解決するためには、これらの社会資源に適切につなぐ役割が重要です。大阪市では、平成17年度から、個々の生活を支援するうえで、人とのつながりに基づく地域生活に着目し、すべての地域住民一人ひとりの自立した生活が可能となるよう、地域福祉力の向上を図る大阪市独自の施策として「大阪市地域生活支援事業」を実施しています。この事業は、おおむね中学校区に1人の割合で地域生活支援ワーカーを区社会福祉協議会に配置し、地域に出向き働きかける手法を活用し、個別の援助とそれに連動した住民主体の地域福祉活動の支援を行うものです。

平成20年度からは、国庫補助事業である「地域福祉活性化事業」として、地域の福祉活動の支援機能の強化に取り組んでいます。今後、地域生活支援ワーカーが地域におけるさまざまなニーズへの対応を地域の多様な力を活かして進める「コミュニティソーシャルワーカー」としての専門性を向上し、より身近な生活者の視点から潜在化するニーズを発掘するネットワーク推進員と協働して地域福祉活動の取り組みを進めるしくみづくりが必要です。

### **専門性を備えた相談機関の連携による相談支援体制の構築**

高齢者、障害のある人、子ども、子育て世帯等における福祉・介護に関わる相談は、それぞれの分野が複合的に関連するなど複雑化、多様化しています。身近な地域において、民生委員・児童委員、主任児童委員、地域ネットワーク委員、身体障害者相談員、知的障害者相談員、ボランティアなど地域福祉活動をしている人々によるきめ細かな相談や情報提供だけでは解決できないより専門性を必要とする課題を解決するためには、各分野での専門性を備えた身近な相談支援機関と連携した相談支援体制の構築が求められます。これらの相談支援機関は、個々の事例を最適なサービスに結びつける機関として、地域支援システムの第2段階に位置づけられています。

高齢者に関わる相談支援については、行政区ごとに地域包括支援センターを設置し、おおむね中学校区ごとに設置した総合相談窓口（ランチ）と連携して総合相談支援、権利擁護業務を行っています。高齢者が住み慣れた地域で尊厳をもって生活し続けられるよう、予防から保健・医療・福祉などの適切なサービスが一体的に提供できる体制づくりの中核的な機関として、地域包括支援センターの役割はますます

ます大きくなっており、地域包括支援センターがその役割、機能を十分に果たせるような検討が必要です。

障害のある人の相談支援については、従来の障害者生活支援事業者、地域療育等支援事業者、精神障害者地域生活支援センターがこれまでの体制を引き継ぎながら、委託相談支援事業者として、身体障害、知的障害、精神障害の三障害について一元的に対応し支援にあたっています。現在は7つの圏域を単位とした事業実施を基本としていますが、身近な地域である区単位で地域自立支援協議会を中心とした障害者支援機関のネットワークを構築してきており、委託相談支援事業者がこのネットワークの中心的役割を担っていく必要があるため、今後は区単位で事業を展開する必要があります。

子育て支援にかかる相談支援として、保育所地域子育て支援センターや区保健福祉センターの子育て支援室において、保育士資格を持つ相談員や家庭相談員を配置し、地域の子育てサービスや専門機関を紹介するなど総合的な相談支援を行っています。

また、区保健福祉センターについては、平成18年度からそのあり方を検討し、「市民のセーフティネット」としてすべての区において課題に対応した等しく同様な保健福祉サービスに結びつけることにより「市民の安全・安心を支える機能」と、それぞれの区の状況、特性に応じて「保健福祉にかかる地域の力を高める機能」、さらに、これら2つの機能を有機的に連動させるための大阪市独自のシステムである「地域支援システムに果たす機能」を明確にするとともに、虐待やDV（ドメスティック・バイオレンス）への対応をはじめ措置権を有する福祉援護の実施機関としてその役割・責務を果たす必要性を示したところです。

地域ネットワーク委員会をはじめとした地域住民の主体的な取り組みと、身近な地域にある各分野での専門性を備えた相談支援機関や、「市民のセーフティネット」として課題に対応した保健福祉サービスに結びつける区保健福祉センターが、一層連携を強めるとともに、より高度な専門性を必要とする事例については、心身障害者リハビリテーションセンター、中央児童相談所、こころの健康センター及び大阪市社会福祉研修・情報センター、大阪市成年後見支援センター等のより専門性の高い専門相談支援機関へつながるしくみづくりが必要です。

## **区を単位とする地域支援調整機能の構築**

大阪市における福祉にかかる支援の基本圏域は、市民の身近な行政サービスの圏域である「区」となっています。そして、身近な地域における各分野での専門性を備えた相談支援機関が、地域ネットワーク委員会等と連携して市民を的確に必要なサービスにつなげることや、区役所・区保健福祉センターが、区民の生活実態や生活課題を把握し、複雑化、多様化する福祉サービスへのニーズや課題に対応する「市民のセーフティネット」の役割を果たすとともに、地域支援システムが、区の実情に応じて必要な役割や機能を開発するなど柔軟なシステムとして機能することが求められています。

地域支援システムでは、区を単位に「地域支援調整チーム」を設置し、区内の保

健・福祉全般に関する実態把握や課題集約、提言提出等を行っています。

地域支援調整チームのもと、地域支援システムの第3段階として区社会福祉協議会を事務局として区単位の「実務者会議」を設置し、個々の機関だけでは十分な支援ができない困難事例や将来困難と予想される事例について、関係者が集まり総合的な支援体制について検討しています。

実務者会議のもとには、専門部会と地域ケア会議を設置しています。障害者専門部会、子育て支援専門部会、高齢者虐待防止専門部会については、区保健福祉センターを事務局にそれぞれの課題に対応しており、地域ケア会議では、区社会福祉協議会を事務局に各課題の事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討などを行っています。

今後、区単位の実務者会議や地域ケア会議については、対象者の拡大、地域包括支援センター等の相談支援機関の再編・整備に対応した運営を行うことが必要です。サービス調整や地域支援の検討にあたっては、その対象を世帯としてとらえ、高齢者、障害のある人、子ども、子育て世帯等への支援、あるいは複合した課題についてそれぞれの事務局が連携し運営することが必要です。

## 権利擁護の取り組み

総合的な相談支援体制の充実のためには、権利擁護の視点が不可欠です。

大阪市では、区保健福祉センター、地域包括支援センターなど専門性を備えた相談支援機関において権利侵害や財産管理等の生活上の権利擁護に関する幅広い相談に応じています。

また、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分なため、自分自身で契約や財産管理などの法律行為ができない場合に家庭裁判所から選任された成年後見人等がその人を支援する成年後見制度において、身寄りがないなど親族による申し立てができない人のために市長による家庭裁判所への後見等開始の審判請求を行うとともに、市長審判請求を行った場合に、申し立て費用の負担が困難な人への求償免除や後見人等報酬の負担が困難な人への助成を行うなど、成年後見制度の利用の促進を図っています。

さらに、平成18年度から身近な「市民」という立場で後見活動を行う市民後見人の養成事業に取り組み、平成19年6月には大阪市成年後見支援センターを開設し、成年後見制度の啓発、相談支援を行うとともに市民後見人の養成事業を引き継ぎ、家庭裁判所からの依頼に応じて市民後見人を推薦する受任調整や、市民後見人の後見活動に対する支援を実施しています。平成20年1月には、はじめての市民後見人が家庭裁判所から選任され、平成21年2月末には22人の市民後見人が活動しています。

一方、大阪市社会福祉協議会において、認知症や知的障害、精神障害などで判断能力が不十分な人や金銭管理に不安のある一人暮らしなどの高齢者で契約時に意思の確認ができる人の生活や財産を守るために、福祉サービスの利用支援や金銭管理サービスなどの支援をするあんしんさぼーと事業（日常生活自立支援事業）を実施しています。平成9年度から大阪市財産管理支援センターを拠点に事業を開始しま

したが、その後利用者の増加により段階的に事業を拡大し、平成17年度からは各区社会福祉協議会において利用相談からサービスの提供までを行っています。平成20年度からは、金融機関での入出金や利用者宅での金銭の受け渡しなどの金銭管理サービスや利用者の見守り等を行う「あんしんさぼーと生活支援員」を市民から公募し、試行的に導入しました。

今後の高齢化の進展や障害のある人たちの地域移行によりこれらの権利擁護に関する制度の利用を必要とする人がさらに増加することが予想されることから、安定的・継続的な事業運営を構築していく必要があります。

また、こどもや高齢者などに対する、身体・心理的虐待、性的虐待、ネグレクト（養育の拒否や放置、養護を著しく怠ること）経済的虐待などについては、大きな社会問題であり、早急に取り組むべき課題です。

これらの課題に対応するためには、ネットワークを活用した身近な住民による発見・見守り、地域包括支援センターをはじめ相談支援機関など適切なサービスにつなげることはもちろん、措置権を有する福祉援護の実施機関である区保健福祉センターや中央児童相談所等の行政機関が、「市民のセーフティネット」としてその役割と責務を果たすために、専門性を備えた責任ある組織体制の構築が求められています。

## ▶ **取り組み目標**

総合的な相談支援体制の充実をめざし、地域支援システムの一層の機能強化を図るとともに、「市民のセーフティネット」として、権利擁護機能を充実します。

### **小学校区における相談支援体制の充実**

おおむね小学校区を単位とする地域において、見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整などを行う「地域ネットワーク委員会」の機能や住民主体の地域福祉活動の基盤となる組織体制を強化するとともに、地域に出向き働きかけ、これらの活動が円滑に推進されるよう支援する「地域生活支援事業」の地域支援機能を強化します。

### **■ ア 地域ネットワーク委員会（地域支援システム第1段階）の機能強化**

地域ネットワーク委員会の機能強化として、ネットワーク推進員が、地域において、生活課題の発見、相談支援等を実施するため、相談支援技術の向上を図るとともに、地域ネットワーク委員会の委員長をはじめ各委員に対して地域活動指導者研修等を実施します。

また、地域ネットワーク委員会やネットワーク推進員の活動が正しく理解されるよう、活動に対する評価のしくみづくりを検討します。

地域ネットワーク委員会の委員長や委員に対する地域活動指導者研修等の強化  
ネットワーク推進員が地域の生活課題を解決するうえで必要となる技術、知識を習得するための現任研修の強化

地域ネットワーク委員会やネットワーク推進員の活動に対する評価のしくみづくりの検討

## ■イ 地域組織体制の強化

地域の住民やさまざまな団体等が参画して住民主体で行う地域福祉活動の基盤となる組織体制を強化します。

また、地域における活動内容の透明性の確保に向けて、会計処理をはじめ運営のためのマニュアルを提供するとともに、その活用の支援に努めます。

地域（地区・校下）社会福祉協議会と地域ネットワーク委員会の連携強化による効果的な地域福祉活動をモデル地域で実施

地域（地区・校下）社会福祉協議会、地域ネットワーク委員会について、関係機関と連携して会計処理や組織運営マニュアルを策定し、その活用を支援

## ■ウ 地域生活支援事業の地域支援機能強化

地域福祉活動が円滑に推進され、地域におけるニーズがサービスにつなげられるよう、また、必要に応じて新たな手法の開発にもつなげられるよう、住民主体の地域福祉活動への支援や地域に密着した相談支援活動を行う地域生活支援事業における地域支援機能を強化するとともに、これを担う地域生活支援ワーカーと地域支援システムにおける地域ネットワーク委員会や地域支援機関との協働のしくみづくりに取り組みます。

地域生活支援事業における地域生活支援ワーカーの専門性の向上にむけた取り組み強化

区社会福祉協議会における他の地域活動支援と連携を密にした支援体制の構築  
地域ネットワーク委員会や地域支援機関と密接に連携した取り組みの推進

### 専門性を備えた相談支援機関の充実

福祉・介護に関わる相談は、高齢者、障害のある人、子ども、子育て世帯等のそれぞれの分野が複合的に関連するなど複雑化、多様化しています。これらの解決・対応に向け専門性を必要とする課題については、各分野での専門性を備えた身近な相談支援機関が地域ネットワーク委員会委員など地域で相談支援活動を行う人と連携するとともに、より専門性の高い専門相談支援機関とも連携した相談支援体制の構築を推進します。

また、区を単位とする地域支援調整機能を充実します。

## ■ア 地域支援機関（地域支援システム第2段階）の充実

地域において発見された生活課題が専門的対応を必要とするのか、あるいは見守り支援等により対応していくのかを判断し、さらに、複雑に絡み合った生活課題を解きほぐし、それぞれの課題に適切なサービスを結び付けるコーディネート機能を果たしていくためには、区保健福祉センター、地域包括支援センター及び総合相談窓口( ブランチ )、障害に関わる委託相談支援事業者、地域子育て支援センターなど、各分野での専門性を備えた身近な相談支援機関の果たす役割は一層重要になっています。

そのため、区保健福祉センターについては、そのあり方の検討を踏まえて、措置権を有する福祉援護の実施機関としてその役割・責務を果たせるよう相談支援機能の充実を図ります。さらに、高齢者、障害のある人、子ども、子育て世帯等、各分野の課題に対応する相談支援機関の再編・整備に取り組むとともに、一層複雑化、多様化したニーズに対応できるよう、より専門性の高い専門相談支援機関の充実に取り組めます。

高齢者、障害のある人、子ども、子育て世帯等、各分野の相談支援機関と地域ネットワーク委員会等との連携強化

地域包括支援センターによる地域包括ケア体制の充実

( 評価基準・評価のしくみをつくり、公平性・中立性の担保と質の向上を推進 )

( 地域包括支援センターについて、高齢者人口に応じた設置か所とするなど、より身近な圏域において専門職による支援や関係機関が連携・協働するネットワークづくりが可能となるよう、地域特性も踏まえて段階的に整備を推進 )

障害のある人のための相談支援事業について、区単位での事業展開を検討

区保健福祉センターにおける相談支援機能の充実

より専門性の高い専門相談支援機関の充実

## ■イ 区レベルでの取り組み（地域支援システム第3段階）の充実

地域支援システムの区レベルの地域支援調整チーム、実務者会議、地域ケア会議については、複雑化、多様化した福祉サービスへのニーズに対応できるよう、その機能を一層高めるとともに、専門部会の事務局である区保健福祉センターと実務者会議の事務局である区社会福祉協議会が緊密に連携することにより円滑な運営ができるよう、それぞれが果たすべき役割や連携、運営のあり方について検討を進めます。

区保健福祉センター及び区社会福祉協議会の役割や連携、運営のあり方を検討

### 権利擁護機能の充実

権利擁護機能の充実のため、権利擁護に関する正しい理解に基づき、ネットワークを活用した身近な住民による発見・見守りから、地域包括支援センター等の相談支援機関や適切なサービスへとつなげていけるような環境づくりとともに、措置権

を有する福祉援護の実施機関である行政機関が「市民のセーフティネット」としてその役割と責務を果たすための、組織体制の構築を進めます。

## ■ア 市民等の権利擁護に関する正しい理解のための普及・啓発

地域の住民、さまざまな福祉サービス提供者やその従事者等に対して、虐待などの権利侵害の発生予防・早期発見のため、権利擁護の必要性や虐待等の権利侵害に関する知識・理解の普及・啓発、通報窓口の周知に努めます。

また、相談支援機関や専門職等が虐待事例など権利擁護に関わる事例に適切に対応、支援できるよう、専門性の一層の向上や相互の連携強化を図ります。

市民に対する権利擁護の必要性に関する正しい理解の普及・啓発の実施  
地域ネットワーク委員会委員などに対する権利擁護に関する研修の充実  
相談支援機関等に対する権利擁護に関する研修の充実

## ■イ 権利擁護に関する事業の安定的、継続的な運営体制の構築

あんしんさぼーと事業や成年後見制度の周知・啓発の充実に努めるとともに、地域ネットワーク委員会等による地域における相談、発見から権利擁護に関する身近な相談支援機関や区保健福祉センターへの連携を図るとともに、地域や区の相談支援機関から、より専門性を備えた大阪市成年後見支援センターなどの専門相談支援機関との連携により、地域において支援を必要とする人の発見、相談から円滑に適切なサービスへつなぐしくみの充実に努めます。

また、今後増加が予想されるニーズに対応するため、あんしんさぼーと事業、大阪市成年後見支援センター事業の安定的、継続的な運営体制の構築を図ります。

あんしんさぼーと事業における安定的、継続的な運営体制の構築  
権利擁護に関する事業における関係機関の連携強化  
大阪市成年後見支援センターにおける市民後見人養成の継続実施と後見活動への支援の充実  
大阪市成年後見支援センターの体制の充実

## ■ウ 権利擁護のための責任ある組織体制の構築

措置権を有する福祉援護の実施機関である行政機関が、「市民のセーフティネット」としてその役割と責務を果たすために、専門性を備えた責任ある体制を構築します。

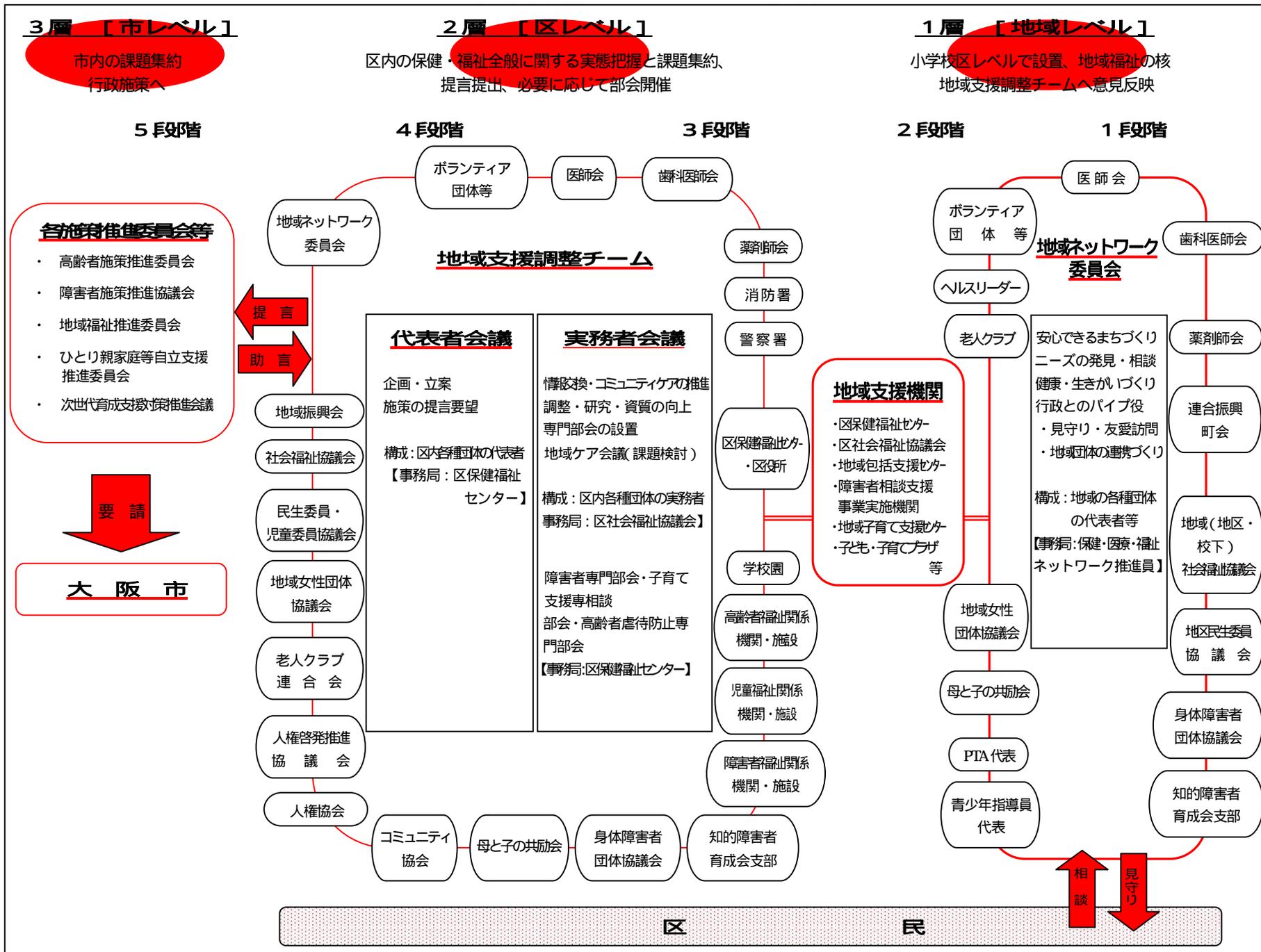
また、責任ある対応が可能となる組織体制のあり方について検討します。

区保健福祉センター及び中央児童相談所等における専門性の向上  
総合的な権利擁護のあり方を検討

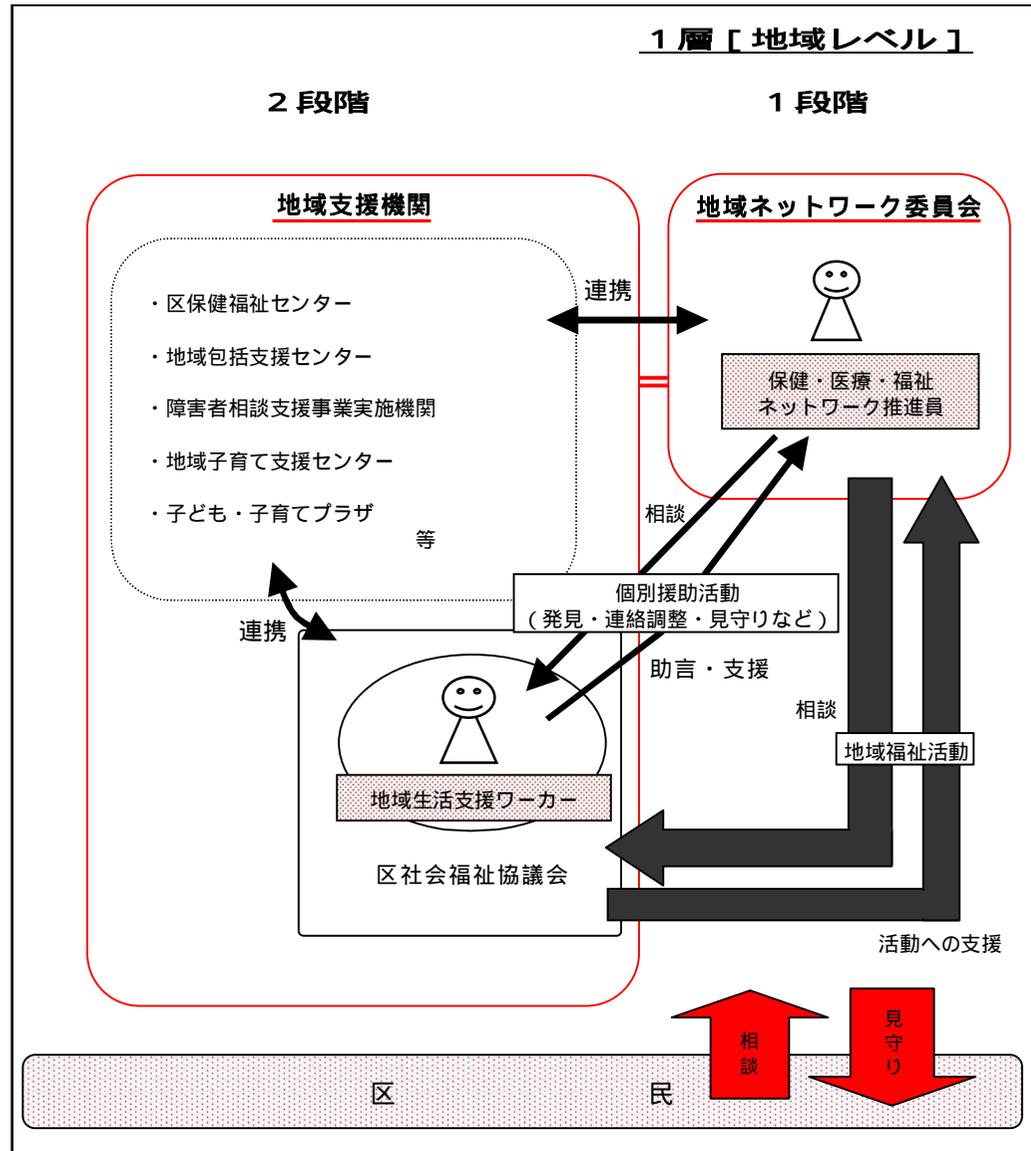
# 地域支援システム全体図

資料

【大阪市における地域支援システム】



地域支援システム第1段階、第2段階連携イメージ図



地域ネットワーク委員会

おおむね小学校区を単位として設置され、  
 連合振興町会、社会福祉協議会、民生委員・  
 児童委員など各種団体の代表者等で構成さ  
 れています。地域住民が健康を保持・増進し、  
 積極的に社会参加できるような地域ぐるみ  
 の取り組みを行うとともに、援護を必要とし  
 ている住民のニーズの発見や相談支援、関係  
 機関への連絡調整、地域での支え合いにつ  
 いての検討などを行う地域福祉の核となる組  
 織です。

**保健・医療・福祉ネットワーク推進員**

地域ネットワーク委員会の事務局として、  
 相談の窓口となり、関係機関との連絡調整等  
 を行っています。

**地域生活支援ワーカー**

地域に出向き、個別の援助と住民主体の地  
 域福祉活動への支援を行っています。おおむ  
 ね中学校区に1人の割合で区社会福祉協議  
 会に配置されています。

### 《あんしんさぽーと事業》（日常生活自立支援事業）

大阪市社会福祉協議会は、認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人に対し、福祉サービス等の利用援助や日常的な金銭管理サービス、預かりサービスなどの利用相談からサービス提供までを各区社会福祉協議会において行います。

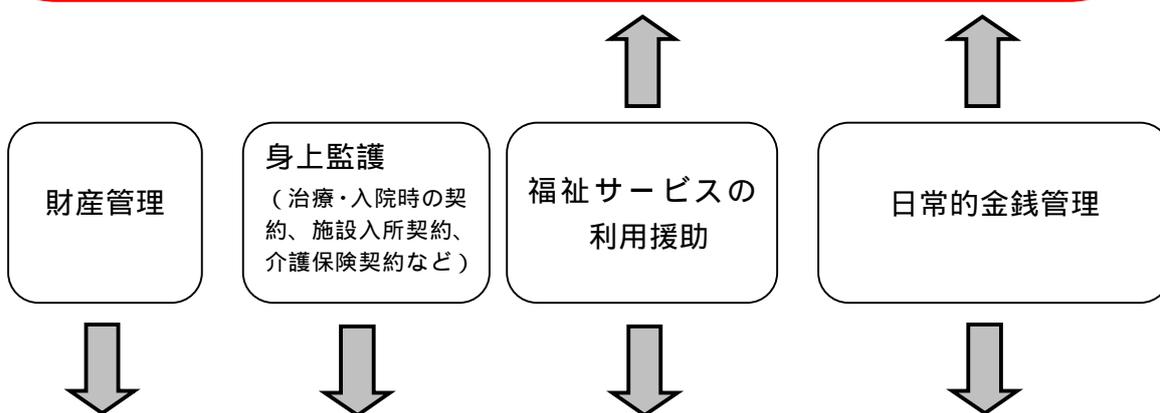
福祉サービスなどの利用支援

金銭管理サービス

金銭管理や支払い手続きの代行をします。

預かりサービス

通帳・証書類の紛失や盗難を防止します。



### 《成年後見制度》

認知症や知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分な人を保護、支援するために法的に権限を与えられた成年後見人等が本人の意思を尊重しながら、生活状況や身体状況等も考慮し、本人の生活や財産を守る制度です。

成年後見人等は財産管理や介護保険、施設入所、入院の契約など法律行為について支援します。

また、将来の判断能力の低下に備えて、後見のあり方を自らの意思で決定するという任意後見制度があります。

#### 大阪市成年後見支援センター

**相談** 成年後見制度の利用を必要とする人やその家族、支援者や関係機関からの相談に応じます。

**養成・支援** 市民後見人の養成と後見活動を支援します。

**広報・啓発** 成年後見制度に関する情報発信、講演会や研修会など市民への広報・啓発を行います。

**連携** 成年後見活動に関わる機関・団体等と連携します。

## (2) 地域福祉の担い手の養成・確保

### ▶ 現状と課題

#### 求められる人材養成・確保

少子高齢化が急速に進展するなか、福祉・介護サービスへのニーズ(以下「福祉・介護ニーズ」という。)は、今後加速度的に増大することが見込まれます。また、認知症等のより複雑で専門的な対応を必要とするニーズの顕在化により、質的にも複雑化、多様化していきます。

地域でだれもが安心して暮らしていくためには、公的なサービスや地域の多様な社会資源と連携し、地域の生活課題に即し、地域の独自性を活かした取り組みを進め、また、必要に応じて新たな手法も開発しながら、福祉・介護ニーズに対して柔軟に対応できるしくみづくりを進める一方、これら福祉や介護を担う福祉人材の養成や安定的な確保が求められています。

#### 大阪市における取り組み経過

大阪においては、大正7年に全国に先駆けて、民生委員制度の前身である「方面委員制度」が創設され、大正10年にははじめての公営セツルメント(住民相互の助け合いによる生活向上のための施設)として大阪市立市民館(大正15年北市民館に名称変更、昭和58年活動停止)が創設されるなど『福祉は上方から』と評されるにふさわしい社会福祉の歴史があります。また、近年においても、平成3年に当時の高齢者の孤独死の社会問題化を契機として、大阪市独自の支援体制として「地域支援システム」を構築するなどさまざまな取り組みが行われています。

また、大阪市立社会福祉研修センター(昭和57年10月開設)と大阪市高齢者総合相談情報センター(平成3年7月開設)を統合し、新たに介護実習普及センターを併設して、平成15年1月、大阪市社会福祉研修・情報センターを開設しました。

大阪市社会福祉研修・情報センターでは、だれもが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、福祉を支える人材を幅広く養成する拠点として、市民を対象に福祉への理解を深めるための多様な講座、研修や実習を実施するとともに、福祉用具を紹介する展示ギャラリーの設置、福祉や生活支援、高齢者の就労に関する相談や情報提供など、福祉に関する人材育成と情報提供、相談支援を総合的に行う場を提供してきました。また、社会福祉の国家資格取得にかかる学校教育を終えた人に対するさらなる専門職としての資質の向上や自己研鑽を目的とした研修(ブラッシュアップ)に先駆的に取り組んできました。

さらに、平成17年9月、大阪市社会福祉審議会から提言された「大阪市における福祉人材養成のあり方について」では、地域福祉の実現のため福祉人材養成が不可欠であることを基本に、「福祉は人なり」という原点に立ち返り、さまざまな担い手が参加・連動して推進する取り組みが必要であると、市民・地域、事業者、

それらの取り組みを促進・支援する組織・団体・事業者、行政のそれぞれがその役割を果たせるよう主体的に人材養成に取り組むことが必要であるとしました。また、福祉のまちづくりという公共的な視点に立って、さまざまな担い手による取

り組みを公的に支えるしくみづくりの必要性について明記するとともに、「市民の権利を守り、市民が安心して生活できるよう、サービスの水準や質、活動の効果を確保すること」事業者や市民等の主体的な取り組みを支援するための条件整備を行うこと」が行政の担う役割であるとされました。

この提言に基づき、平成18年11月、研修実施機関・団体、事業者、専門職、社会福祉協議会等から構成される「大阪市福祉人材養成連絡協議会」を設置し、大阪市社会福祉研修・情報センターを事務局として課題の整理、事業内容の検討などを行ってきたところです。

## 新人材確保指針における市町村の役割

国（厚生労働省）においては、平成19年8月「社会福祉事業に従事する者の確保を図るための措置に関する基本的な指針」（以下「新人材確保指針」という。）が出され、福祉・介護サービス分野の人材確保にかかる経営者、関係団体等並びに国及び地方公共団体の役割と国民の役割が示され、市町村の役割として、「福祉・介護制度の実施主体としての立場から、必要なサービス提供体制を確保するため、都道府県の取組と連携し、ボランティア活動の振興や広報活動等を通じて、福祉・介護サービスの意義や重要性についての啓発に努めるとともに、従事者に対する研修の実施や相談体制の整備、経営者や関係団体等のネットワークの構築など、地域の特色を踏まえたきめ細やかな人材確保の取り組みを進めていくことが重要である。」と明記されました。

### ▶ 取り組み目標

大阪の社会福祉の歴史から学び、今後の地域福祉力の礎となる担い手を養成・確保するため、地域福祉の担い手としての市民の養成・確保、福祉専門職の養成・確保、公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等への支援、行政における専門性の確保の4つに区分して、計画的な取り組みを実施します。

## 地域福祉の担い手としての市民の養成・確保

行政が直接・間接的に提供するサービスでは充足されないニーズに対応する支援者として、近隣や地域社会における市民やボランティアなどの支援活動の担い手の養成・確保を行います。

地域のすべての人が相互に協力しながら、それぞれの役割を積極的に果たすことにより、共に生き共に支え合い、だれもが自分らしく安心して暮らせる地域、さらにみんなが生活を楽しむ地域にしていくという「地域福祉」の考え方を定着させるためには、教育との連携強化を進めるとともに、各々のライフステージにおいて、福祉について身近に感じられる機会や地域における福祉活動の情報を提供するなど、人と社会資源を結び付けるしくみづくりが必要なことから、次のような具体的な取り組みを行います。

また、今後特にそのニーズの増加が見込まれる市民後見人について、引き続き養成を進めるとともに、その活動内容が高度な専門性を必要とすることから、市民後

見人の資質向上と活動支援の充実に取り組みます。

## ■ア 地域福祉と教育分野の連携強化

教育分野との連携強化により、こどものころから「共生」「福祉」など人間の基本的なあり方を身近に感じうる機会や大阪が誇りとする社会福祉の歴史を学ぶ機会を提供し、住民としての自覚や、福祉のイメージアップ、「地域福祉」の考え方の定着をめざす取り組みを進めます。

- 小・中学生向けのリーフレットや福祉読本の作成とその活用
- 地域住民や大学生等による出前講座など、地域に密着した体験学習などを含めた小・中学校等での福祉教育の充実
- 大阪市立高等学校への福祉教育の積極的なアプローチ
- P T Aに対する地域福祉にかかる研修の実施

## ■イ 地域福祉活動の担い手の養成

地域福祉活動が地域におけるさまざまな生活課題を解消できる有効な手段として継続した取り組みとなるためには、その活動が支援される側にとって有効な取り組みであることはもちろん、支援する側にとってもその活動にやりがいや充実感を持てるよう魅力ある取り組みをめざさなくてはなりません。

また、より質の高い支援が安定して提供されるよう、常にその活動の効果を検証するとともに、他の地域におけるさまざまな先駆的な取り組み事例に学ぶことが必要です。さらに、その担い手のスキルアップをめざすとともに、住民から信頼される活動となるよう透明性が確保された事業運営を図るために、地域活動のための知識や技術の習得も必要です。

さらに、今後、団塊の世代の大量退職が見込まれることから、「会社人間」が「社会人間」として地域活動に参画する「地域デビュー」への支援、これまで培った知識や経験・技能等を活かした社会参加への支援、さらには、地域福祉活動に取り組んできた住民の体験を若い世代が継承するための機会を提供するなど、地域福祉活動の担い手の養成を推進します。

- 先駆的な地域事例を学ぶ実践的な研修等の実施
- 地域福祉活動リーダー研修の実施
- 退職者等の「地域デビュー」及び準備段階を支援するための施策の実施
- 地域福祉活動の継承の機会の提供

## ■ウ 市民後見人の養成と支援

市民後見人は、身近な地域において「市民」という立場で判断能力の不十分な人の生活や財産を守り支援する地域福祉の貴重な担い手であり、後見活動は、財産管理や福祉サービスの利用にあたって、本人（被後見人）に代わって一定の法律行為

を行う権限を与えられており、高度な専門性が必要です。

本人の状況に応じた後見人の選任にあたり適切に受任調整を行うため、引き続き市民後見人の養成を行うとともにその活動支援を充実します。

市民後見人養成講座の開催

市民後見人を含む養成講座修了者のフォローアップ研修の充実

市民後見人に対する専門職による助言、相談など市民後見人の活動支援の充実

## 福祉専門職の養成・確保

大都市を中心に介護職が不足し、かつその離職率も高く、今後の一層の高齢化の進展のなかで必要なサービスを確保できるのが不安が高まっており、介護職をはじめ福祉専門職の確保について、国においては、「新入材確保指針」に基づき、従事者の待遇の改善を図るため介護報酬の見直し等が検討されているところです。

大阪市においても、施設経営者、福祉専門職などの関係団体等のネットワークとして平成18年11月に発足した「大阪市福祉人材養成連絡協議会」において、従事者に対する研修の実施や相談支援体制の整備など、大阪市の特色を踏まえた細やかな人材確保の取り組みの検討を進めているところであり、これら福祉専門職が公的な制度に基づくサービスの提供者として責任が果たせるよう、引き続き国の指針に基づき、福祉人材の養成・確保に努めます。

## ■ア 社会福祉事業従事者の人材養成・確保に向けた検討

地域福祉の視点から、公的な制度に基づくサービスの提供者としてその責任を果たす観点から個々の職員のスキルアップをめざすために人材養成に取り組む必要があります。

社会福祉事業従事者の確保の課題が顕在化するなか、国において早急な対策を講じる必要があり、今後、国の施策動向に留意しつつ、市の役割を適切に果たせるよう人材の養成・確保のための多角的な検討が必要です。

とりわけ、福祉現場における人材養成・確保の取り組みを推進するためには、その取り組みを評価するしくみが必要であり、評価の指標の作成や社会福祉事業従事者のスキルアップのための支援等について、その効果的・効率的な手法の検討を行います。

検討にあたっては、行政や社会福祉事業者及び従事者のみならず、学識経験者や将来福祉現場を希望する大学生や専門学校生等の意見も取り入れながら、効果的・効率的な施策実施に向けた検討を行います。

福祉人材養成・確保にかかる具体的な施策の実施に向けた検討

福祉現場の取り組みを評価する指標の作成、社会福祉事業従事者のスキルアップのための具体的な支援事業の実施

## ■イ 福祉の仕事への市民の理解と評価を進めるための取り組みの推進

社会福祉施設をはじめとするさまざまな社会資源は、利用者への専門的な支援はもちろん、地域の構成員として重要な役割を担っています。

今後、地域の核としての施設等の重要性が理解されるための普及・啓発を促進し、地域の財産としての施設づくりを支援します。

福祉教育による福祉に対する理解の推進  
福祉就職・進学フェアの実施

### 公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等への支援

社会福祉協議会や地域に密着した活動を展開する団体・施設等の専門職をはじめ、福祉関連の事業を行うNPOやボランティア団体、社会貢献の一環として福祉に関連した取り組みを進める企業、大学生・高校生・専門学校生等による福祉サークルの取り組みなど、地域福祉を推進・支援する活動主体、活動形態はさまざまです。

地域福祉を推進するうえでこれらの取り組みは欠かせないものであり、取り組みが強化されるよう支援します。

## ■ア 地域福祉を推進・支援する組織等の支援強化

公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等の取り組み事例の情報の収集・提供に努めるとともに、新たな取り組みの開発・誘導支援のため、地域におけるニーズ等について社会福祉協議会や大阪市ボランティア情報センター等と連携して情報の収集・提供を進めるための取り組みを強化します。

社会福祉協議会におけるトップセミナーの実施と効果測定の実施  
福祉活動専門員等地域づくり関係者に対する研修の充実と効果測定の実施  
企業の社会貢献の取り組みの宣伝周知  
地域福祉を推進・支援する団体等への支援及び新たな取り組みの開発・誘導支援  
各種表彰などの取り組みの検証

## ■イ 社会福祉協議会の機能充実

社会福祉法において地域福祉を推進する団体として規定されている社会福祉協議会については、地域に出向きニーズや生活課題の掘り起こし、その課題解決のためにさまざまな資源に結びつけること、さらに地域福祉活動への支援や必要に応じて資源の開発等、その役割は重要であり、今後、市民をはじめ地域の社会資源から、より身近で信頼される団体となるよう、社会福祉協議会の取り組み内容や会計等についてガラス張りの事業運営をめざした取り組みを支援します。

会計の一層の透明化のためのしくみづくり

ガラス張りの事業運営となるよう、各事業別の事業マニュアルの作成支援

## **行政における専門性の確保**

大阪市における福祉にかかる行政機関としては、健康福祉施策の企画・立案等を担う健康福祉局・こども青少年局、第一線の福祉に関する実施機関である区保健福祉センター、専門機関である心身障害者リハビリテーションセンターや中央児童相談所、こころの健康センター等、支援を必要とする本人への直接的な援助を行う社会福祉施設等があります。社会福祉基礎構造改革以降、社会福祉制度が「措置」から「契約」に移行され、行政の役割・使命も変化するなか、その役割と責務を果たせるよう、専門性の確保を図ります。

### **■ア 区保健福祉センターにおける専門性の確保**

区保健福祉センターは市民にとって身近な福祉に関する実施機関であり、そのあり方を検討するなかで、高齢者虐待や児童虐待、DV（ドメスティック・バイオレンス）への対応等、迅速で的確な対応・判断が求められることから、困難な事例に対応し、支援していく対人援助技術の強化や専門性の確保による対応力の向上を図る必要性を示しました。

今後、業務の重要性や困難性の増加に対応して、区保健福祉センターが「市民のセーフティネット」としてその役割と責務を果たせるよう、専門性の確保に関わる課題などについて、その対応策を検討するとともに、早期に具体化を図ります。

担う役割（職務）や立場（職責）に応じた専門性の向上のための研修プログラムの策定と実施

福祉職員等の専門職の計画的な採用等専門性の確保のための取り組みの強化

地域福祉を推進するためには、地域に関わるすべての人が役割を分担し、協働して、福祉コミュニティを形成していく必要があります。

#### 市民や地域等

地域に住んでいる住民だけでなく、勤労者や学生、さらに企業も地域の一員です。住民は福祉サービスの利用者であり、地域福祉の担い手でもあります。

#### 事業者

社会福祉施設を経営する社会福祉法人や各種福祉サービスを提供している民間事業者などです。主として福祉サービスの適切な提供者としての役割・責任があります。施設の地域への開放や専門職、職能団体と地域とのつながりも重要です。

#### 公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設等

地域で福祉活動を行う民生委員・児童委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体、NPO、当事者団体や社会貢献活動を行う企業などです。さまざまな担い手と連携・協働し、地域で主体的な支援を行っています。

#### 行政

市民や地域、事業者などが活躍できるための条件整備や、地域における福祉サービスが向上するよう、福祉サービスの基盤整備を図るとともに、地域の一員として、地域福祉を推進する役割・責務を担っています。

#### 社会福祉協議会（社会福祉法での位置づけ）

社会福祉協議会は、幅広く地域福祉に関わる人々を構成員として、だれもが安心して暮らすことのできる地域社会の実現をめざし、地域の福祉問題の解決に取り組む活動や福祉事業などを行っている民間非営利組織です。

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条等において地域福祉を推進する団体として位置づけられており、これからはさらに、住民にとってより身近なところで地域福祉を具体的に進めるための役割が期待されています。

大阪市では、市、区、おおむね小学校区を単位とする地域（地区・校下）のそれぞれの範囲で社会福祉協議会が組織されています。

ボランティアやNPO、コミュニティビジネス等の活動を支援する機関として、大阪市ボランティア情報センターや各区ボランティアビューロー、大阪ボランティア協会、大阪NPOセンターなどがあり、相互に連携を図っています。

#### 《大阪市ボランティア情報センター》

大阪市社会福祉協議会が運営する大阪市ボランティア情報センターは、ボランティア活動団体やイベントをはじめとする情報の提供、ボランティア活動情報誌「COMVO（コンボ）」の発行、ボランティア活動への支援、活動団体の交流などを行っています。

また、「大阪市ボランティア活動振興基金」を設置し、その運用益により福祉ボランティア活動を支援しています。

#### 《ボランティアビューロー》

区社会福祉協議会が運営するボランティアビューローは、福祉ボランティアの相談や登録、需給調整、養成講座、福祉教育、ボランティアグループの紹介などボランティアに関する幅広い業務を行っています。

#### 《大阪ボランティア協会》

大阪ボランティア協会は、全国に先駆けて設立された市民活動支援機関で、相談や需給調整、各種講座の開催、活動支援、市民活動総合情報誌「Vollo（ウォロ）」の発行など、ボランティアやNPO、企業の市民活動の支援を行うとともに、コミュニティビジネスの支援に取り組んでいます。

#### 《大阪NPOセンター》

大阪NPOセンターは、NPOの法人設立や運営の相談、経営支援を行うとともに、各種講座の開催により人材育成などを行っています。NPOへの助言、援助を通じて市民活動の活発な展開を支援するとともに、コミュニティビジネスの支援に取り組んでいます。

#### 【ボランティア、NPO、コミュニティビジネスとは】

ボランティアとは、個人の自発的な意思に基づいて、他人や社会に貢献する、基本的には無償の実践的な行為のことです。個人単位やグループで行うもの、NPOや行政に関わって行うものなどがあります。

NPOとは、「Non Profit Organization」のことで、民間非営利組織を意味します。社会福祉法人や社団法人、財団法人などを含む広義の意味で、さらに、生活協同組合、労働組合なども含む最広義の意味で用いられることもありますが、この計画では、法人格の有無にかかわらず、住民にとってよりよいサービス提供を行うため活動を行っているボランティア団体及び市民活動団体を示しています。

コミュニティビジネスとは、地域や社会の課題を、住民主体で事業を起こして解決していこうとするものです。地域福祉の推進を図るうえで重要であり、多様な団体・提供主体がこれまで提供できなかったサービスを担うことができるものと期待されています。

## 各区の地域福祉アクションプランを推進していくための支援

### 1 各区の地域福祉アクションプランの策定と推進の経過

#### 地域福祉アクションプランの策定

地域のすべての人が相互に協力しながらだれもが地域で安心して暮らせる地域づくりをめざしていくという「地域福祉」の推進には、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するしくみづくりが市民一人ひとりの生活圏で行われる必要があります。

政令指定都市である大阪市では各種サービス提供の基本となる単位は区となっていることから、大阪市では、第1期の地域福祉計画において、地域福祉推進の理念や地域福祉を推進するために必要となる市全体の大枠のしくみづくりの方向性を定めるとともに、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するしくみづくりのために、区レベルの公私協働による行動計画である地域福祉アクションプラン(以下、本文では「アクションプラン」という。)の策定を支援することとしました。

第1期計画に基づき、平成18年度までに全区でアクションプランが策定されました。

アクションプランの策定にあたっては、各種施策の身近な窓口である区役所・区保健福祉センターと、地域福祉を推進してきた区社会福祉協議会が合同で事務局を担い、「すべての市民が参加できる」ことを目標の一つに掲げて、地域に関わる幅広い人々や団体等が参画し、話し合いを重ね、住民主体で進められました。

その策定過程において、画一的な手法を用いず各区の独自の策定方法により取り組まれてきたことは注目すべき点であり、また策定されたアクションプランも、地域の実情や市民の意見が反映された各区それぞれの特徴をもつものとなっています。

#### 地域福祉アクションプランの推進

アクションプランの推進にあたっては、区役所・区保健福祉センターと区社会福祉協議会が引き続き合同事務局として活動を支援するとともに、各区での実情に応じて地域に関わる幅広い人々や団体等が参画したアクションプラン推進委員会や部会等が組織され、多くの参加を呼びかけながら多様な活動により地域の課題の解決をめざしているところです。

こうした取り組みを通じて、これまで地域福祉活動へのつながりがなかった人や団体等の広範な参加・参画により、地域福祉活動が一層活性化されることになりました。また、住民主体で企画された取り組みから区役所において区事業として位置づけられる事業も出てきています。このように、公私協働で策定されたアクションプランに基づき、地域のよさや課題を確認し合いながら、地域福祉の推進をめざした取り組みが着実に進められています。

## 地域福祉アクションプランの策定・推進に対する市全体での支援

各区におけるアクションプランの策定や推進が円滑に行われるためには、各区の合同事務局による支援とともに、市全体の地域福祉を進める観点からの支援が必要です。

その支援のため、大阪市に設置する「大阪市地域福祉推進委員会（平成17年度までは大阪市地域福祉計画推進委員会）」、大阪市社会福祉協議会に設置する「大阪市地域福祉活動推進委員会」において、アクションプランの策定及び推進についての報告、審議を行っています。また、策定段階ではそれぞれの委員会にプランの策定を技術的に支援する部会を設け、アクションプランが推進段階に入った平成18年度以降は、地域福祉推進委員会のもとにアクションプランの推進や具体的なしくみづくり等を検討する「地域福祉研究部会」を設置するとともに、地域福祉活動推進委員会のもとにアクションプランの推進支援を行う「地域福祉活動支援部会」を設置しています。また、大阪市社会福祉協議会に、学識経験者等の協力を得ながら、アクションプランの策定、推進に向けた技術的支援を行うアドバイザー会議を設置しています。さらに、大阪市と大阪市社会福祉協議会が連携して、各区の合同事務局担当者の情報交換や研修の場を提供しています。

また、推進支援のための具体的な取り組みとして、大阪市内では、平成18年度からの3年間、アクションプラン推進を軌道にのせるための支援策として、「地域福祉アクションプラン推進フロンティア事業（以下、「フロンティア事業」という。）」や市全体での「地域福祉アクションプラン推進大会」を行いました。

フロンティア事業は、アクションプランの推進過程で見出された地域の課題を解決するための先駆的な取り組みに対しその経費を助成する事業で、3年間で19区45事業に経費を助成しました。全区一律に助成するのではなく、助成を希望する事業について区アクションプラン推進委員会からの申請により事業説明（公開プレゼンテーション）を行い、選考委員会において事業内容や経費を審査のうえ、対象事業の採択や助成額（補助金申請額）の決定を行いました。「選考委員会での評価に基づき、補助対象事業を採択し助成額を決める」というしくみであるため、応募された事業は年を追うごとに「地域福祉」を重点とした企画へと進展するなど、事業の企画力や表現力が向上しています。

また、市全体での「地域福祉アクションプラン推進大会」により、各区の先駆的な取り組みや推進状況の報告を通じて他の参考となるアクションプランの取り組みを広く紹介することにより、よりよい地域づくりをめざして各区のアクションプランそれぞれの取り組みに反映されたり、住民の意識の高揚などに結びつきました。

## 区政改革と区の特성에 応じた施策展開

大阪市内では、区の特성에 応じた施策を展開することができるよう「区政改革」を推進しています。そのなかで、予算に関する区長権限が強化され、区におけるアクションプラン推進支援にかかる予算権限が区へ移譲されるとともに、区予算の創設により個性や特色ある事業が展開できるようになりました。また、区長のもとで区の特性に 応じた柔軟かつ効果的な組織運営ができるようになるなど、区全体のまちづくりと一層連動した地域福祉を進めていくことができるようになりました。

## 2 地域福祉アクションプランの成果と課題

大阪市では、第2期の大阪市地域福祉計画を策定するにあたり、大阪市社会福祉協議会と共同で、各区でアクションプランの策定・推進に関わっている人々に対し、第1期の地域福祉計画や地域福祉活動計画で示されている観点から、アクションプランの策定・推進についての自己評価を行うアンケート調査を実施しました。その調査結果と大阪市地域福祉推進委員会における意見などから明らかになったアクションプランの成果と課題は次のとおりとなっています。

### 《地域福祉アクションプランの取り組みを通じた主な成果》

- ・従来の地域活動の担い手に加え、新たな層の人々の参加や新たなつながりづくりのきっかけとなった。
- ・住民の発想や意見を地域福祉の活動や事業に反映できる場ができ、区・地域の特性に応じた新たな活動が生まれた。
- ・地域の生活課題を認識し、地域の中で共有化するきっかけとなった。
- ・フロンティア事業で、住民自身が事業説明（公開プレゼンテーション）を行い市全体で講評・選考されることで、事業の企画力、表現力が向上した。
- ・市全体での発表や情報交流により、他の取り組みに触発された新たな企画が生まれるといった相乗効果があった。

### 《地域福祉アクションプランの主な課題》

- ・事業やイベントへの「参加」は広がったが、推進の中心的な担い手としての「参画」が固定化し、新たな層の人々との連携や協働が十分に図れていない面がある。
- ・既存施設や既存の活動などの地域の社会資源について、住民の創意工夫による活用が十分に図れていない面がある。
- ・地域のつながりづくりに重点を置き、社会的援護を必要とする市民を支援するといった、地域福祉推進を目的にするアクションプランならではの活動への深化、絞り込みが十分ではない。
- ・こんなまちにしていきたいという地域の将来像を描き、具体的にプランを推進していく方策について、明確でない面がある。

アクションプランを一層推進し、「福祉コミュニティ」の形成につなげていくためには、これらの成果と課題を踏まえ、引き続き各区・地域での実情に応じたアクションプランの取り組みを支援していくことが必要です。

### 3 地域福祉アクションプランの推進支援

#### (1) 推進支援の視点

アクションプランは、各区で市民・団体等が主体性を発揮し、独自性を活かしながら取り組んでいくものであり、大阪市では、市全体の地域福祉を進める立場から、各区のアクションプランの推進支援にあたっては、次のような視点で取り組みます。

#### 「地域福祉力」が根づくための支援

##### ■ア 地域でのつながりづくりに着目した支援

地域福祉は地域のすべての人が相互に協力しながら、だれもが地域で安心して暮らせる地域づくりをめざしています。

これまでのアクションプランの取り組みでは、地域の住民やさまざまな団体・事業者等が参画してさまざまな活動や事業が進められ、新たなつながりづくりのきっかけになってきました。

地域福祉を一層推進していくためには、これまでのつながりづくりの成果を活かし、地域の住民やさまざまな団体等がお互いを理解し、役割を分担しながら協働し、柔軟に対応していくことが重要です。

アクションプランに基づく取り組みでは、地域で生活していくうえで一人ひとりが直面している課題で、一個人やひとつの団体では解決しにくい課題の解決に取り組み、「すべての人が社会的に孤立したり排除されたりすることなく地域で暮らせるまちづくり」につながるような取り組みを進めていく視点が重要です。

##### ■イ 地域の社会資源の有効活用のための支援

地域福祉は、地域の住民や行政をはじめ、さまざまな組織、団体等のすべての力で、「協働」してつくりあげていくものです。地域福祉の担い手は、地域に住んでいる住民だけでなく、勤労者や学生、企業も地域の一員となります。また、各種福祉サービスを提供する社会福祉法人や民間事業者、地域で活動するボランティア団体、NPO、当事者団体なども地域福祉の担い手となります。

地域には、さまざまな担い手による多様な活動、それぞれの専門的知識や技術、施設等の空間など、多様な人的・物的資源があります。地域福祉を円滑に推進していくためには、住民の創意工夫で地域の社会資源の有効活用や地域における寄付文化の創出につなげていく視点が重要です。

##### ■ウ 身近な生活圏域に着目した支援

福祉コミュニティの形成をめざしてより具体的な取り組みを推進していくためには、より身近な生活圏域として、おおむね小学校区を範囲とする地域で取り組んで

いくことが重要です。それは必ずしも全地域一律の活動である必要はなく、各地域に共通する生活課題の解決に向けて、モデル的に解決策を検討していく方法も視野に入れ、地域における地域福祉推進体制とも連動しながら、それぞれの地域での実情に応じた身近な課題を解決する取り組みを進めていく視点が重要です。

## 一層の推進に向けて

### ■ア 合同事務局の役割

公私協働により地域福祉を推進するアクションプランにおいて、区役所・区保健福祉センターと区社会福祉協議会は、それぞれの機関のもつ強みや特性を活かした連携をしながら、合同事務局として活動を支援していくことが引き続き必要です。住民主体で地域の生活課題の解決を図っていこうとする「地域福祉力」が根づいていくには、合同事務局が主導する形で取り組みを進めるのではなく、継続的に地域福祉の担い手である住民が無理のない範囲で主体的に活動できるような支援が必要です。住民にすべてをゆだねるというものではなく、それぞれの機関のノウハウや専門性を活かしながら、活動を進めるうえでの課題整理の支援や的確な助言ができるようなものである必要があります。

### ■イ 評価のしくみ

アクションプランに基づく取り組みを、社会経済の状況や地域のニーズを踏まえて的確に推進していくためには、進捗状況の評価を行い、それを踏まえた具体的な推進方策についての検討を行うことが大切です。

大阪市地域福祉計画と同様、アクションプランの推進においても「PDCAサイクル」(4ページ)を活用するなど、進捗状況を把握して成果や課題を整理し、次のステップにつなぐサイクルを確立していくことで、より効果的な取り組みとしていくことができます。状況によっては、アクションプラン自体を、より地域での実情に即した形に改定していくことも考えられます。

市全体としても、第三者による評価や学識経験者等の協力を得ながら助言が行われるしくみ等の検討を進めるなど、区や地域での評価のしくみを構築する必要があります。

## **(2) 具体的な支援策**

アクションプランに基づく取り組みが、今後、住民主体で地域の生活課題の解決を図っていかうとする「地域福祉力」として真に根づき、福祉コミュニティの形成をめざすため、大阪市では、市全体の地域福祉を進める立場からの支援として、次のことに取り組んでいきます。

### **地域福祉の観点を重視した企画力・表現力の向上に向けた支援**

アクションプランによる地域の生活課題の解決に向けた取り組みとして、地域で住民主体の持続的な展開ができるよう、地域福祉の観点を重視した企画力や市民参画・協働を広げるために必要な表現力の向上を図るとともに、その企画が福祉コミュニティの形成に向けた企画であるかを評価されることによって、地域福祉力の向上に向けた意識が醸成されるよう、発表・審査及び事業実施後に活動成果の評価を行う場を提供します。

### **地域福祉の課題解決に向けた取り組みへの支援**

アクションプランの推進過程で見出された課題の中には、既存の地域活動団体と新たな担い手であるボランティアやNPOとの協働、取り組みのための自主財源の確保、活動の透明性の確保など、市全体で共通した地域福祉に関わる課題があります。これらの課題の解決に向け、学識経験者等とアクションプランの担い手である地域住民や合同事務局が連携して、問題点の整理と解決策のモデルを示すための検討、検証を行う場を提供し、課題解決のノウハウを蓄積し、有効な課題解決策の一つとして全区に示すことにより、課題解決力を向上させ、地域福祉の一層の推進につなげます。

### **効果的な情報発信による「地域福祉力」の向上に向けた支援**

活動を進めていくうえで「情報」は重要な役割を果たします。各区・地域における地域福祉力の向上に向けた先駆的な取り組みをノウハウとして蓄積し、全区で共有化することは、大阪市全体の地域福祉力の向上に結びつきます。

また、その取り組みを各方面に伝えていくことは、新たな協力や参加者を得るなど、自分たちの活動の輪の広がりにつながります。また、他の地域で取り組まれていることを知れば自分たちの活動の参考になり、連絡を取りあって協力していくこともできます。さらに自分たちの取り組みが多くの人に伝えられ、反響があれば、次の活動への活力になります。

そこで、効果的な情報発信と共有化を図る市全体の取り組みとして、地域福祉力の向上に向けた先駆的な取り組みについて、シンポジウムなどのイベントやさまざまなメディアを組み合わせることで効果的に情報発信と共有化をすることで、担い手の活動意欲を高めるとともに、地域における取り組みの輪を広げ、事業のさらなる推進につなげます。

区名	基本理念・テーマ
北 区	住民みんなが安心と安全を実感するまちづくり
都 島 区	人権尊重・自己実現・安心といきがい 「やさしさ広げよう わがまちふるさと都島」
福 島 区	あなたが創る みんなのまち
此 花 区	みんなでつくろうみんなのまちを
中 央 区	中央区 あなたも私もみんなが主役
西 区	たすけあい・元気づくり・まちづくり 「いつまでも 住みつづけたいまち 西区を みんなの手でつくろう！」
港 区	みんなでつくろう!!いいまちつくろう!!
大 正 区	みんなの自慢のまちづくり
天王寺区	『住民みんなで作る 新しい時代の やさしくあたたかい 品格ある まちづくり』
浪 速 区	わたしたちがつくる浪速の地域福祉【わになるなにわ】
西淀川区	気軽にお節介 顔のみえる にしよどがわ
淀 川 区	私たちが暮らすまちのさまざまな課題を私たち一人ひとりが考え、工 夫、協力して解決していきましょう！
東淀川区	一人ひとりが主人公
東 成 区	みとめあい ささえ つなごう こころのわ
生 野 区	「人権の尊重」「住民主体」 「利用者本位」「安心と安全」 「社会的孤立や排除をおこさせないまちづくり」 「公・民協働」
旭 区	あさひ あったか まちづくり計画
城 東 区	誰もが安心して暮らせる“あたたかいまちづくり”をめざして
鶴 見 区	安全に安心して自分らしくいきいきと暮らす
阿倍野区	できることから始めましょう！
住之江区	「まちの駅」づくり(駅はいろんな人が利用し、行き交う場所)
住 吉 区	みんなが主役のまち・ふれあいと思いやり あふれるまちをめざして
東住吉区	みんなの力で支え合い、住みつづけられる東住吉区へ
平 野 区	みんなで「住みよい平野」を目指して活動を進めていくため、 誰でも参加でき 情報や人材がうまく結びつき 状況に応じた活動が生み出せる しくみをつくっていきます
西 成 区	みんなでつくろうよ！西成のまち つながりをもとめて

**資料 【地域福祉アクションプラン推進強化期間における支援策】**

各区の地域福祉アクションプランを軌道にのせるため、平成18年度から20年度までの3年間で推進強化期間として、次の支援策を行いました。

**地域福祉アクションプラン推進フロンティア事業**

アクションプランの推進過程で見出された地域の課題を解決するための先駆的な取り組みに対し、事業費の一部を助成しました。

フロンティア事業補助金決定の流れ

助成希望事業について区アクションプラン推進委員会より応募 書類審査・区アクションプラン推進委員会による事業説明（公開プレゼンテーション） 選考委員会において採択事業及び補助金申請額を決定 大阪市へ補助金申請 補助決定

年度別採択事業一覧

平成18年度（13区14事業）

区名	事業名称	区名	事業名称
福島区	マンションde子育てサロン事業	西淀川区	モデル地域『気軽にお節介』押しかけ事業
福島区	駄菓子屋さんがあるで！事業	東淀川区	福祉総合マップの作成事業
此花区	つながりのあるまち大作戦事業	旭区	安心・安全なまちづくりを進めよう事業
中央区	HANDS ちゅうおう地域社会資源マップ作り事業	阿倍野区	第2回あべの愛博覧会事業
大正区	地域まるごとだんらんクッキング事業	住吉区	「もっと子ども見守り隊」地域フォーラム2006事業
天王寺区	子育て愛あいフェスティバル事業	平野区	医療機関マップ(外国語版)作成事業
浪速区	区地域福祉アクションプラン広報・周知・活動者募集	西成区	アクションプランの啓発とつながりづくり事業

平成19年度（14区17事業）

区名	事業名称	区名	事業名称
福島区	SOS！向こう三軒両隣～ワークショップ・フォーラム・そして地域へ～事業	東成区	高齢者支援『おまもりネット』事業
此花区	タイムスリップ伝説3丁目の夕日事業	生野区	校下社協による福祉のまちづくり事業
中央区	『地域子育て応援団』を立ち上げよう！子育て支援キャンペーン～楽しく子育て！ひろげよう子育て支援の輪～事業	生野区	DV(ドメスティックバイオレンス)防止啓発事業
港区	マップ作りプロジェクト事業	阿倍野区	わんわんパトロールの推進事業
港区	皆と(みなと)花いっぱいコンサート事業	住吉区	あつめよう！ひろげよう！すみちゃんネット！～地域特派員・かわら版による地域活性化～事業
大正区	ハロー大正案内ダイヤル事業	平野区	住民参加によるメンタルバリアフリー推進事業～含翠堂(がんすいどう)のこころに学ぶ人づくり活動～事業
西淀川区	顔の見える子育て家庭応援事業	西成区	バルーンアート活動による新たなつながりづくり事業
西淀川区	高齢者110番ネット事業		
淀川区	Do！ほっこり市事業		
東淀川区	地域福祉情報発信基地の開設～コミュニティスポット事業		

平成20年度(12区14事業)

区名	事業名称	区名	事業名称
此花区	“こころのかけ橋”交流便事業	旭区	旭しょうぶ大学～居場所づくりの技を身につけませんか～事業
中央区	ご近所パワーで助け合いの地域づくり事業	旭区	「あったかまちづくり基地」発進に向けて事業
浪速区	昭和のなにわ わたしの暮らし～古くて新しい出会いの場～8ミリフィルムを使った住民懇談会の開催と人材育成事業	住之江区	南港『こどものえき』事業
西淀川区	子ども目線の顔の見える地域づくり事業	住吉区	もっと探そう!地域のふれあい空間「トイレ貸します」スタンプラリー事業
淀川区	あかりの輪をつなげよう～門灯大作戦～事業	東住吉区	紙芝居WA!WA!WA!隊事業
生野区	「なんでも相談いらっしゃ～い」推進事業	平野区	～おとなの学校プロジェクト～ひらの教育委員会事業
生野区	生野地域における在日韓国朝鮮人と日本人の共生福祉に関する啓発・行動事業	西成区	「おでかけサポートグッズ」事業

市全体での「地域福祉アクションプラン推進大会」

各区の地域福祉アクションプランの推進状況について、他区の住民や関係者に広くPRすることで、区域を越えた情報交換と情報の共有化を図り、今後の各区における地域福祉アクションプラン推進に寄与することを目的として開催しました。各区PRコーナーを設置するほか、各区の取り組み発表や講演等を行いました。

第1回

平成19年2月9日(金)午後1時30分～4時30分、大阪市立中央区民センター  
発表区 此花区・西淀川区・旭区・阿倍野区・住吉区・西成区  
講演「アクションプランの先に見えてくるもの」  
(関西学院大学社会学部 牧里 每治教授)

第2回

平成20年2月8日(火)午後6時30分～8時30分、大阪市立北区民センター  
発表区 此花区・西淀川区・生野区・阿倍野区・西区  
講演「アクションプランの理想と現実～これから目指すべき方向は?～」  
(桃山学院大学社会学部 松端 克文准教授)

第3回

平成21年2月18日(水)午後6時30分～8時30分、大阪市立北区民センター  
基調講演「これからの地域福祉とアクションプランを考える」  
(同志社大学社会学部 上野谷 加代子教授)  
意見交流(コーディネーター 上野谷教授)

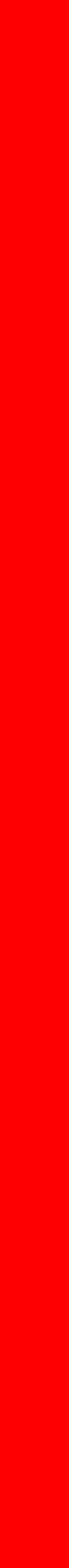
テーマ 「福祉課題」 中央区・西区・西淀川区・東成区・住吉区・平野区  
テーマ 「地域連携・公民協働」福島区・港区・東淀川区・生野区・旭区・住之江区

講師の役職等は開催当時のものです。



# 参 考 資 料

・ 地域福祉のキーワード .....	7 5
・ 社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）（抄） .....	7 7
・ 大阪市地域福祉推進委員会設置要綱 .....	7 8
・ 委員名簿 .....	8 0
・ 地域福祉推進にかかる各委員会等の関係図 .....	8 1
・ 大阪市地域福祉計画の策定経過 .....	8 2
・ 大阪市地域福祉の策定に関わる調査・アンケート .....	8 3
・ 大阪市地域福祉計画（素案）にかかるパブリックコメント手続きの 実施結果について .....	8 4



協働	それぞれの主体性・自発性のもとに、互いの特性を認識・尊重し合い、信頼と理解に立って、それぞれがその特性に応じて責任を分担しながら、共通する目的に向かって協力して働くこと。地域福祉は、地域の住民や行政をはじめ、さまざまな組織、団体のすべての力で、協働してつくりあげていく福祉だといえます。
権利擁護	福祉サービスの利用者本人が、自らの意思を表明するよう支援すること、及び表明された医師の実現を権利として擁護していく活動を意味し、意思表示の能力に限界のある人々については、本人の利益を本人に代わって擁護すること（代弁）。一人ひとりが自らの生活を自らの選択により決定し、個人としての尊厳をもって日常生活を安心して送るためには、判断能力が不十分な状態であっても、地域において自らの意思に基づいて生活ができるような、権利擁護のシステムの確立が必要です。
コミュニティソーシャルワーカー	制度の狭間や複数の生活課題を抱えるなど、既存の福祉サービスだけでは対応困難な事案の解決に取り組む地域福祉のコーディネーターの役割を担う人のこと。地域におけるさまざまなニーズへの対応を、地域の多様な力を活かして進めます。
市民後見人	成年後見制度において、親族以外で後見業務を担う第三者後見人として、地域福祉の視点から、身近な「市民」という立場で後見活動を行う市民のこと。大阪市成年後見支援センター事業として、養成及び活動支援を行っています。
社会的援護を要する人々への支援	従来の社会福祉は「貧困」を主たる対象としてきたといわれていますが、現在では、「心身の障害・不安（社会的ストレス問題、アルコール依存症など）」、「社会的排除や摩擦（路上死、外国人の排除や摩擦など）」、「社会的孤立や孤独（孤独死、自殺、家庭内の虐待・暴力など）」といった問題が重複・複合化しており、これらの福祉課題に対応するために、今日的な「つながり」の再構築を図り、すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合う「ソーシャル・インクルージョン」に視点をおいた取り組みを進めていく必要があります。
社会福祉基礎構造改革	社会福祉の基本的な考え方を大きく変えるための改革。国において、平成12年に社会福祉関係法の改正が行われ、昭和26年以来、大きな改正が行われてこなかった社会福祉事業、社会福祉法人、措置制度など、社会福祉に共通する基盤的制度的見直しを行い、個人の自立と選択を尊重した制度の確立、質の高い福祉サービスの拡充、地域での生活を総合的に支援するための地域福祉の充実をめざしています。
主体形成	自分や家族、身近な人々などのよりよい生活を自らつくりあげていくとともに、自分たちが住んでいる地域をもっとよくしていきたいという姿勢をもつこと。地域福祉の推進のためには、住民の生活者としての主体形成をはぐくんでいくための取り組みが必要です。

セーフティ ネット	すべての人が安心・安全に暮らせる多層的・多面的な生活支援の機能・しくみのことで、地域の住民、事業者や団体、行政が相互に協力し合いながらそれぞれの役割を果たし、最低基準保障はもちろん、よりよい生活の実現をめざす多層的・多面的なしくみの形成が必要です。
地域支援 システム	市、区、小学校区を単位とする3層5段階のネットワークにより、援護を必要としている住民を支援する大阪市独自のしくみ。地域住民をはじめ、民生委員・児童委員や地域組織、保健・医療・福祉関係者など地域の関係者のネットワークにより、高齢者をはじめ援護を必要としているすべての住民を対象に、地域での見守り、課題発見や相談支援、関係機関への連絡調整、事例検討によるサービス調整や地域支援のあり方の検討、よりよい地域づくりのための取り組みの実施及び開発、関係先への提言を行っています。
地域生活支援事業 地域生活支援 ワーカー	「地域生活支援事業」とは、個々の生活を支援するうえで、人とのつながりに基づく地域生活に着目し、すべての地域住民一人ひとりの自立した生活が可能となるよう、個別の援助とそれに連動した住民主体の地域福祉活動の支援を行う大阪市の事業のこと。おおむね中学校区に1人の割合で区社会福祉協議会に配置された「地域生活支援ワーカー」が、地域に出向き働きかける手法を活用し、事業を展開しています。
地域福祉 アクション プラン	平成16年3月に策定した大阪市地域福祉計画に基づき、より身近な地域での実情にあった地域福祉を推進するため、各区で公私協働により策定された行動計画。平成18年度から、各区で策定されたプランに基づき、住民主体のさまざまな取り組みが推進されています。
地域福祉力	住民主体で地域の生活課題の解決を図っていかこうとする力。住民が地域における生活課題に気づき、相互支援力や問題解決力を高めていくこと、あるいはそうしたことが可能となるようなしくみをつくり出していくような力。
福祉 コミュニティ	生活者としての主体性をもった住民が集まり、話し合い、計画し、行動することができるような、自立と連帯を支える多様なしくみと、地域生活を支援する専門的な保健福祉サービスなどが、うまく連携している地域社会。
民生委員・ 児童委員	地域において支援を必要とする生活困窮者、低所得者、高齢者、障害のある人、こども、ひとり親家庭など、さまざまな理由により社会的な支援が必要と考えられる人々に対して、常に住民の立場に立って相談・支援を行うとともに、行政機関などの業務に協力する人で、民生委員は民生委員法に定められ、児童委員は児童福祉法によって民生委員が兼ねることとなっています。また、民生委員・児童委員の中から、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員が選任されています。民生委員制度の前身である「方面委員制度」は、全国に先駆けて大阪で大正7年に創設されました。

## （目的）

第一条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まつて、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

## （地域福祉の推進）

第四条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

## （市町村地域福祉計画）

第百七条 市町村は、地方自治法第二条第四項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営む者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、その内容を公表するものとする。

- 一 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 二 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 三 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

制 定 平成14年3月1日

最近改正 平成20年6月1日

健康福祉局要綱第220号

（設置）

第1条 大阪市における総合的な地域福祉の推進を目的として、大阪市地域福祉推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- （1）大阪市地域福祉計画及びその推進に関すること
- （2）その他、総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること

（組織）

第3条 委員会は、委員35名以内で組織する。

- 2 委員は、市民代表、社会福祉事業を営業者、社会福祉活動を行う者、学識経験者等の中から市長が委嘱する。
- 3 市民代表については、別に定めるところにより公募する。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は委員会を代表し、議事その他の会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会の会議は、委員長が招集する。

（専門委員）

第6条 専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、委員会に専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

（任期）

第7条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員によって就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(地域福祉研究部会)

第8条 委員会に地域福祉研究部会(以下「部会」という。)を置く。

2 部会は、委員長が指名する委員及び専門委員10名程度で組織する。

3 部会は、委員会の要請により、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 地域福祉を推進するしくみのあり方に関すること

(2) 地域福祉の推進にかかる地域への支援に関すること

4 部会に部会長及び部会長代理を置き、委員の互選によりこれを定める。

5 部会は部会長が招集する。

6 部会長に事故があるときは、部会長代理がその職務を代理する。

(事務局)

第9条 本会の事務局は、健康福祉局生活福祉部に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附則 この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附則 この要綱の施行後最初に委嘱を受けた委員の任期については第4条第1項の規定にかかわらず、平成16年3月31日までとする。

附則 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附則 この要綱は、平成20年6月1日から施行する。

## 資料

## 【委員名簿】(平成21年3月3日現在、50音順)

## 大阪市地域福祉推進委員会

氏名	役職等
井戸本 春男	大阪市民生委員児童委員連盟常務理事
乾 繁夫	大阪市社会福祉協議会副会長
乾 英夫	大阪府薬剤師会常務理事
片山 悦夫	大阪市人権協会常務理事
亀田 允宏	市民委員
小浦 鮎美	大阪市知的障害育成会小規模作業所ふらっと利用者
小林 貴子	大阪市地域女性団体協議会副会長
清水 弘	大阪市地域振興会副会長
下村 錢三郎	大阪府歯科医師会 副会長
白澤 政和	大阪市立大学大学院生活科学研究科教授
手嶋 勇一	大阪市身体障害者団体協議会会長
中石 滋雄	大阪府医師会介護・高齢者福祉委員会委員
長尾 秀樹	市会民生保健委員長
新田 正尚	白寿苑総合施設長
広川 裕	大阪精神障害者連絡会事務局
古瀬 光	市民委員
堀北 貞久	大阪市老人クラブ連合会副理事長
牧里 每治	関西学院大学人間福祉学部教授
山田 裕子	大阪NPOセンター理事・事務局長
李 洙任	龍谷大学経営学部教授

委員長

委員長代理

## 大阪市地域福祉推進委員会研究部会

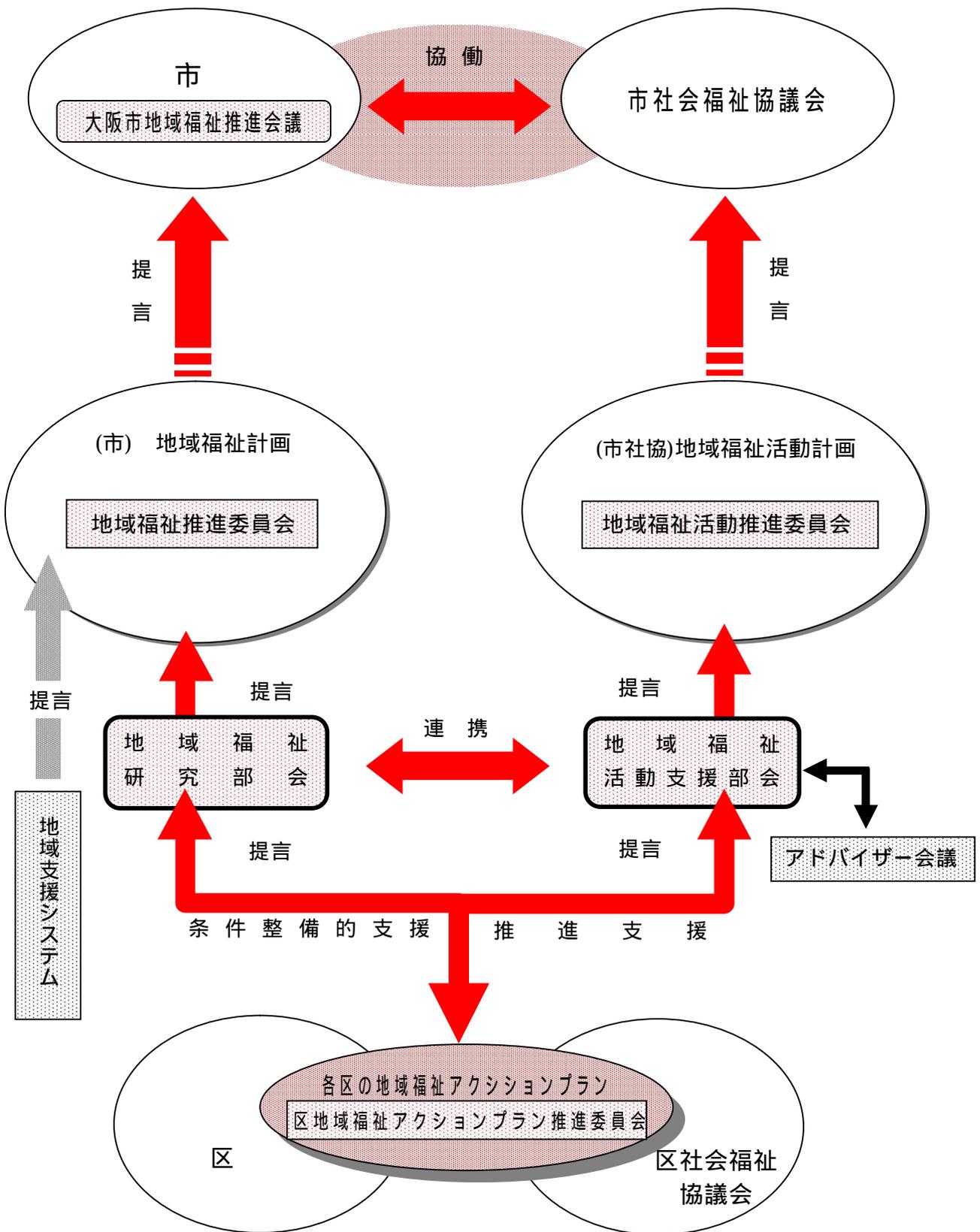
氏名	現職
岩間 伸之	大阪市立大学大学院 生活科学研究科准教授
小野 達也	大阪府立大学人間社会学部准教授
黒田 隆之	桃山学院大学 社会学部専任講師
竹村 安子	大阪市立大学 非常勤講師
所 道彦	大阪市立大学大学院 生活科学研究科准教授
牧里 每治	関西学院大学 人間福祉学部教授
松端 克文	桃山学院大学 社会学部准教授

部会長

協力者(オブザーバー) 同志社大学大学院 社会学研究科

室田 信一

**資料** 【地域福祉推進にかかる各委員会等の関係図】



## 資料

## 【大阪市地域福祉計画の策定経過】

平成16年	3月	計画策定（計画期間 平成16年度～20年度）
	7月 2日	第1回大阪市地域福祉計画推進委員会
平成17年	3月 29日	第2回大阪市地域福祉計画推進委員会
	9月 9日	第3回大阪市地域福祉計画推進委員会
平成18年	3月 30日	第4回大阪市地域福祉計画推進委員会
	3月～7月	各区で地域福祉アクションプラン策定
	8月 8日	第1回大阪市地域福祉推進委員会
	9月～11月	大阪市における地域福祉のあり方についての世論調査
	12月 4日	平成18年度第1回地域福祉研究部会
平成19年	1月 16日	平成18年度第2回地域福祉研究部会
	2月 9日	地域福祉アクションプラン推進大会
	2月 19日	平成18年度第3回地域福祉研究部会
	3月 27日	第2回大阪市地域福祉推進委員会
	8月 8日	第3回大阪市地域福祉推進委員会
平成20年	2月 8日	地域福祉アクションプラン推進大会
	2月 26日	平成19年度第1回地域福祉研究部会
	3月 17日	平成19年度第2回地域福祉研究部会
	3月 26日	第4回大阪市地域福祉推進委員会
	4月 1日	大阪市地域福祉推進会議の設置
	5月 30日	平成20年度第1回地域福祉研究部会
	6月～8月	地域福祉アクションプラン自己評価アンケート
	7月 17日	第5回大阪市地域福祉推進委員会
	8月 18日	平成20年度第2回地域福祉研究部会
	9月 19日	平成20年度第3回地域福祉研究部会
	10月 1日	平成20年度第4回地域福祉研究部会
	10月 17日	平成20年度第5回地域福祉研究部会
	11月 5日	平成20年度第6回地域福祉研究部会
	11月 27日	平成20年度第7回地域福祉研究部会
	12月 2日	第6回大阪市地域福祉推進委員会
		* 計画素案の取りまとめ
平成21年	1月 16日	パブリックコメント手続きの実施
	～2月 16日	
	2月 18日	地域福祉アクションプラン推進大会
	2月 26日	平成20年度第8回地域福祉研究部会
	3月 3日	第7回大阪市地域福祉推進委員会
	3月	計画策定（計画期間 平成21年度～23年度）

## 大阪市における地域福祉のあり方についての世論調査

- 目的 「地域福祉」についての市民の意見をきき、今後の施策の参考とすることを目的とする。
- 対象者 大阪市に居住する20歳以上の市民 2500人
- 実施時期 平成18年9月～11月
- 調査項目 居住地域のまちづくりについて  
健康や福祉について  
ボランティアやNPOによる市民活動について  
地域福祉での人権について  
生活の不安について

## 地域福祉アクションプラン自己評価アンケート

- 目的 地域福祉計画、地域福祉活動計画の改定にあたり、計画の大きな柱として策定している各区の地域福祉アクションプランの状況把握と自己評価についてのアンケートを行ったうえでアクションプランの検証を行い、次期計画に反映させることを目的とする。
- 対象者 各区の地域福祉アクションプランの策定・推進に関わってきた人々と合同事務局
- 実施時期 平成20年6月～8月
- 評価項目 第1期「大阪市地域福祉計画」におけるアクションプランの基本的な考え方
- ・ すべての市民が参加できる
  - ・ 話し合いの場をつくる
  - ・ 公私協働で地域福祉を推進する
  - ・ ネットワークをつくる
  - ・ 地域の情報を共有するしくみをつくる
  - ・ さまざまな活動に市民が参加できるしくみをつくる
  - ・ サービスを利用しやすくする
  - ・ 地域の将来像を描く

## 資料

## 【大阪市地域福祉計画（素案）にかかるパブリックコメント手続きの実施結果について】

- 1 募集期間  
平成21年1月16日～平成21年2月16日
- 2 募集方法  
郵便、ファックス、ホームページ（電子メール、電子申請）
- 3 素案の公表方法  
(1)健康福祉局地域福祉担当、各区保健福祉センターなどで素案を配布  
(2)健康福祉局ホームページで公表
- 4 意見提出件数  
(1)提出人数 53人  
(2)意見件数 91件

性 別	男 37人	女 14人	不明等 2人
年 齢	20歳未満 0人	20歳代 5人	
	30歳代 14人	40歳代 15人	
	50歳代 7人	60～64歳 2人	
	65歳以上 5人	75歳以上 1人	
	不明等 4人		
住 所	市内 44人	市外 8人	不明等 1人
提 出 方 法	郵送 14人	ファックス 27人	
	電子メール 3人	電子申請 7人	
	直接 2人		

## 5 意見の分類

第1部	総論（計画策定の考え方・計画の位置づけ等）	14件
第2部	各論（大阪市の地域福祉の具体的推進）	
	地域福祉を進めるためのしくみづくり	
	1 しきみづくりの3つの柱	
(1)	みんなで支え合うしくみづくり	12件
	人権尊重に基づく福祉文化の創造	4件
	つながりの場づくり	1件
	みんなで支え合う地域づくり	2件
	災害時における要援護者の支援	5件
(2)	サービスを利用しやすいしくみづくり	13件
	相談体制の充実	3件
	虐待防止施策の推進	2件
	情報提供の充実	2件
	サービスへつなぐしくみの充実	6件
(3)	サービス提供の充実のためのしくみづくり	7件
	サービスの質の向上	1件
	多様な福祉サービス提供者の育成・支援	1件
	協働による多様なサービスの創出	1件
	社会資源の有効活用	4件
	2 重点実施項目	
(1)	総合的な相談支援体制の充実	10件
	小学校区における相談支援体制の充実	4件
	専門性を備えた相談支援機関の充実	3件
	権利擁護機能の充実	3件
(2)	地域福祉の担い手の養成・確保	13件
	地域福祉の担い手としての市民の養成・確保	7件
	福祉専門職の養成・確保	3件
	公私協働の地域福祉を推進・支援する組織・団体・施設への支援	1件
	行政における専門性の確保	2件
	各区の地域福祉アクションプランを推進していくための支援	5件
	その他提言・要望	17件





---

---

平成 2 1 年 3 月

大阪市健康福祉局生活福祉部地域福祉担当

〒 5 3 0 - 8 2 0 1 大阪市北区中之島 1 - 3 - 2 0

電話 ( 0 6 ) 6 2 0 8 - 7 9 5 9 ファックス ( 0 6 ) 6 2 0 2 - 0 9 9 0

ホームページ : <http://www.city.osaka.lg.jp/kenkofukushi/>

---

---